

令和7年3月3日招集

令和7年第2回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第3号	琴浦町地域交流センター条例の制定について	1
議案第4号	琴浦町職員等の旅費に関する条例の全部改正について	2
議案第5号	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について	4
議案第6号	琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	5
議案第7号	琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	6
議案第8号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7
議案第9号	琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について	8
議案第10号	琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について	9
議案第11号	琴浦町心身障がい者医療費助成条例の一部改正について	10
議案第12号	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	11
議案第13号	農林水産業地域改善対策事業に係る施設条例の一部改正について	12
議案第14号	琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	13
議案第15号	琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	15
議案第16号	琴浦町公民館条例の一部改正について	16

議案第 17 号	琴浦町社会体育施設条例の一部改正について	18
議案第 18 号	琴浦町土地開発基金条例の廃止について	19
議案第 19 号	令和 6 年度琴浦町一般会計補正予算(第 10 号)	20
議案第 20 号	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)	26
議案第 21 号	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)	28
議案第 22 号	令和 6 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 2 号)	29
議案第 23 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 5 号)	30
議案第 24 号	令和 7 年度琴浦町一般会計予算	32
議案第 25 号	令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計予算	57
議案第 26 号	令和 7 年度琴浦町介護保険特別会計予算	60
議案第 27 号	令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算	61
議案第 28 号	令和 7 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算	62
議案第 29 号	令和 7 年度琴浦町八橋財産区特別会計予算	63
議案第 30 号	令和 7 年度琴浦町浦安財産区特別会計予算	63
議案第 31 号	令和 7 年度琴浦町下郷財産区特別会計予算	63
議案第 32 号	令和 7 年度琴浦町上郷財産区特別会計予算	63
議案第 33 号	令和 7 年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算	63
議案第 34 号	令和 7 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算	64
議案第 35 号	令和 7 年度琴浦町成美財産区特別会計予算	64

議案第 36 号	令和 7 年度琴浦町安田財産区特別会計予算	65
議案第 37 号	令和 7 年度琴浦町以西財産区特別会計予算	66
議案第 38 号	令和 7 年度琴浦町水道事業会計予算	67
議案第 39 号	令和 7 年度琴浦町下水道事業会計予算	70
議案第 40 号	建設工事委託に関する年度協定の締結について〔令和 7 年度ゴリン橋架替工事協定〕	72
議案第 41 号	建設工事請負契約の変更について〔旧浦安地区公民館解体工事〕	73
議案第 42 号	建設工事委託協定の変更について〔令和 6 年度ゴリン橋架替工事協定〕	74
議案第 43 号	建設工事委託契約の変更について〔令和 6 年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕	75
議案第 44 号	財産の無償譲渡について	76
議案第 45 号	債権の放棄(琴浦町住宅新築資金等貸付金)について	77
議案第 46 号	債権の放棄(町営住宅使用料)について	78
議案第 47 号	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について	79
議案第 48 号	町道路線の延長の変更について	80

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第3号	議案名	琴浦町地域交流センター条例の制定について		
目的	今年度整備した旧安田小学校の1階部分を、地区公民館機能や地域振興活動の拠点として位置づけるため、条例を制定するもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>旧安田小学校を改修し、総合的な地域活動の拠点施設として整備した。今後、1階部分に安田地区公民館を移転し、令和7年4月から使用する。この施設を生涯学習とコミュニティ活動、住民の地域振興を図る施設として位置づけるため、条例を制定するもの。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 設置について(1条)</p> <p>町民の生涯学習及びコミュニティ活動の推進、住民の総合的な地域振興を図る拠点施設として位置づける。</p> <p>(2) 施設の管理について(第3条)</p> <p>管理は町長が行う。</p> <p>(3) 事業について(第4条)</p> <p>社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に定める公民館事業に関すること、住民自治の向上を図り、住民主体による地域づくりを進めていくために必要となる住民活動の支援及び事業の推進に関すること、地域運営組織が取り組む地域づくり事業に関することなど。</p> <p>○今後について</p> <p>同様の目的で施設を整備した際は、その名称と位置を本条例に追加する。 (R7年度に旧以西小学校を改修予定)</p>				
補足事項	施行期日 令和7年4月1日				

令和7年3月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例																								
議案番号	議案第4号	議案名	琴浦町職員等の旅費に関する条例の全部改正について																											
目的	国内外の経済社会情勢の変化に対応するため国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正が令和7年4月1日に施行、国家公務員の旅費取扱が変更となるのに準じて、琴浦町職員等の旅費について、その種類及び内容を見直すなど所要の改正を行う。																													
内容	<p>1 改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊に伴う費用の増大（物価高騰、インバウンド等の影響）により従来の固定額（県外 10,900 円）等での旅費支給が実態に合わなくなっている。 ・ 地方公務員法第 24 条第 4 項により、職員の給与以外の勤務条件を定めるにあたり、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮を払う必要がある。 <p>2 条例案の概要（主要部分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費の種目</td> <td>鉄道賃、船賃、航空費、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費</td> <td>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当</td> </tr> <tr> <td>鉄道賃</td> <td>右記制限を廃止</td> <td>特別急行料金、急行料金、指定席について距離による支給制限あり(例：片道 100km 以上)</td> </tr> <tr> <td>その他の交通費</td> <td>支給対象費用にタクシー、レンタカー等を明記。国が単価設定を廃止、実費支給としたことに応じて車賃を鳥取県基準である 25 円/km に改定</td> <td>車賃として 37 円/km を支給</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>宿泊先の区分に応じて定める宿泊費基準額(下記)とする。</td> <td>県内 9,800 円、県外 10,900 円の定額で宿泊料を支給</td> </tr> <tr> <td>宿泊手当</td> <td>日当を廃止、宿泊を伴う旅行について 1 夜 2,400 円の手当を支給</td> <td>日当を 1 日につき 2,200 円支給(宿泊が無い県外出張も対象)</td> </tr> <tr> <td>包括宿泊費</td> <td>パック旅行に要する費用を新たに支給対象とする。</td> <td>設定なし</td> </tr> <tr> <td>支給額上限</td> <td>旅費の種目ごとにそれぞれ計算した額と現に現に支払った額の少ない方の合計</td> <td>設定なし</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国旅費法改正に準じての各項目改定 ・ 宿泊費、その他の交通費等の単価は規則で規定（随時改正に対応） 						項目	改正後	改正前	旅費の種目	鉄道賃、船賃、航空費、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当	鉄道賃	右記制限を廃止	特別急行料金、急行料金、指定席について距離による支給制限あり(例：片道 100km 以上)	その他の交通費	支給対象費用にタクシー、レンタカー等を明記。国が単価設定を廃止、実費支給としたことに応じて車賃を鳥取県基準である 25 円/km に改定	車賃として 37 円/km を支給	宿泊費	宿泊先の区分に応じて定める宿泊費基準額(下記)とする。	県内 9,800 円、県外 10,900 円の定額で宿泊料を支給	宿泊手当	日当を廃止、宿泊を伴う旅行について 1 夜 2,400 円の手当を支給	日当を 1 日につき 2,200 円支給(宿泊が無い県外出張も対象)	包括宿泊費	パック旅行に要する費用を新たに支給対象とする。	設定なし	支給額上限	旅費の種目ごとにそれぞれ計算した額と現に現に支払った額の少ない方の合計	設定なし
	項目	改正後	改正前																											
	旅費の種目	鉄道賃、船賃、航空費、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当																											
	鉄道賃	右記制限を廃止	特別急行料金、急行料金、指定席について距離による支給制限あり(例：片道 100km 以上)																											
	その他の交通費	支給対象費用にタクシー、レンタカー等を明記。国が単価設定を廃止、実費支給としたことに応じて車賃を鳥取県基準である 25 円/km に改定	車賃として 37 円/km を支給																											
	宿泊費	宿泊先の区分に応じて定める宿泊費基準額(下記)とする。	県内 9,800 円、県外 10,900 円の定額で宿泊料を支給																											
	宿泊手当	日当を廃止、宿泊を伴う旅行について 1 夜 2,400 円の手当を支給	日当を 1 日につき 2,200 円支給(宿泊が無い県外出張も対象)																											
	包括宿泊費	パック旅行に要する費用を新たに支給対象とする。	設定なし																											
	支給額上限	旅費の種目ごとにそれぞれ計算した額と現に現に支払った額の少ない方の合計	設定なし																											

・海外渡航については、国家公務員の例によることとする。

〔宿泊基準額（単価は規則で規定）〕

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
埼玉県、東京都、京都府	19,000 円
福岡県	18,000 円
千葉県	17,000 円
神奈川県、新潟県	16,000 円
香川県	15,000 円
熊本県	14,000 円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000 円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000 円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000 円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000 円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000 円
福島県、鳥取県、山口県	8,000 円

補足事項

○施行期日 令和7年4月1日

○琴浦町証人等の実費弁償に関する条例(平成16年条例第45号)は廃止し、本条例にて旅費を支給する形とする。

令和7年3月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例																					
議案番号	議案第5号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について																								
目的	<p>職員の人材確保に資する処遇の改善と社会情勢の変化に対応するため、令和6年人事院勧告が行われ国家公務員の給与に関する法律が改正された。これに準拠して、琴浦町職員の令和7年度の給料表を改定するなどの改正を行い、包括的に給与制度を整備する。</p>																										
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 令和6年度給与勧告のうち令和7年4月1日実施分の反映について。 (令和6年4月1日適用分については令和6年12月議会で改正済み)</p> <p>ア) 職務や職責をより重視した俸給体系等の整備のため、3級以上の俸給について、初号近辺の号俸をカットし、俸給月額を最低水準を引上げる。</p> <p>イ) 配偶者に係る扶養手当を廃止。子にかかる手当を13,000円に引上げる。ただし、2年間で段階的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="464 987 1289 1146"> <thead> <tr> <th>扶養親族</th> <th>現行</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> <td>3,000円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>子(1人当たり)</td> <td>10,000円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>✓配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応 ✓子を有する職員に対する生計費の補填を充実</p> <p>ウ) 通勤手当について、特急列車等の特別料金を支給限度額(15万円)の範囲内で全額支給する。 自動車による通勤手当は従来通り。</p> <p>エ) 管理職員特別勤務手当について、勤務実態に応じた適切な処遇を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日深夜に係る手当の支給対象時間帯を拡大する。 週休日等に勤務した場合の1回当たりの手当額を増額する。 <table border="1" data-bbox="408 1671 1324 1870"> <thead> <tr> <th>支給対象</th> <th>改定後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間帯</td> <td>午後10時～午前5時</td> <td>午前0時～午前5時</td> </tr> <tr> <td>週休日に勤務した場合の手当額</td> <td>12,000円/回</td> <td>8,000円/回</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ) 住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を新たに支給対象とする。手当の支給額は一般の職員と同様。</p>						扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度	配偶者	6,500円	3,000円	廃止	子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円	支給対象	改定後	現行	時間帯	午後10時～午前5時	午前0時～午前5時	週休日に勤務した場合の手当額	12,000円/回	8,000円/回
扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度																								
配偶者	6,500円	3,000円	廃止																								
子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円																								
支給対象	改定後	現行																									
時間帯	午後10時～午前5時	午前0時～午前5時																									
週休日に勤務した場合の手当額	12,000円/回	8,000円/回																									
補足事項	施行期日 令和7年4月1日																										

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第6号	議案名	琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について			
目的	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を義務付けるもの。</p> <p>2 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認を行う。 ・職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供を行う。 ・あわせて職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）を行う。 					
補足事項	施行期日 令和7年4月1日					

令和7年3月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例																										
議案番号	議案第7号	議案名	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																													
目的	国内外の経済社会情勢の変化に対応するため国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正が令和7年4月1日に施行、国家公務員の旅費取扱が変更となるのに準じて改正を行う琴浦町一般職員旅費取扱に合わせて、琴浦町常勤特別職の旅費について、その種類及び内容を見直すなど所要の改正を行う。																															
内容	<p>1 改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊に伴う費用の増大（物価高騰、インバウンド等の影響）により従来の固定額（県外 13,100 円）等での旅費支給が実態に合わなくなっている。 <p>2 条例案の概要</p> <p>○国内旅行旅費の取扱については一般職の職員の例によりつつ、下記の点については国家公務員指定職の基準を必要に応じて適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道賃： 公務のため特に必要な場合、特別車両料金を適用可能としたり運賃等級を最上級の運賃の額とすることが可能 ・ 船 賃： 公務のために特に必要な場合、特別船室料金を適用可能としたり運賃等級を最上級の運賃の額とすることが可能 ・ 宿泊費： 下記宿泊基準額を適用 〔宿泊基準額（単価は規則で規定）〕 																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊費基準額 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県、東京都、京都府</td> <td>27,000 円</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>神奈川県、新潟県</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>21,000 円</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>北海道、岐阜県、大阪府、広島県</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td>山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県</td> <td>17,000 円</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>福島県、鳥取県、山口県</td> <td>11,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	宿泊費基準額 (1夜につき)	埼玉県、東京都、京都府	27,000 円	福岡県	25,000 円	千葉県	24,000 円	神奈川県、新潟県	22,000 円	香川県	21,000 円	熊本県	20,000 円	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000 円	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000 円	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000 円	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000 円	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000 円	福島県、鳥取県、山口県	11,000 円	
	区分	宿泊費基準額 (1夜につき)																														
	埼玉県、東京都、京都府	27,000 円																														
	福岡県	25,000 円																														
	千葉県	24,000 円																														
	神奈川県、新潟県	22,000 円																														
	香川県	21,000 円																														
	熊本県	20,000 円																														
	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000 円																														
	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000 円																														
	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000 円																														
	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000 円																														
	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000 円																														
福島県、鳥取県、山口県	11,000 円																															
○外国旅行旅費については、国家公務員指定職の職員の例による。																																
補足事項	施行期日 令和7年4月1日																															

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第8号	議案名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について			
目的	刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されるため、各条例に規定されている文言を変更するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、「懲役」及び「禁錮」が新たに「拘禁刑」として単一化されるため、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定し、条文中に上記文言が規定されている関係条例の一括改正(2条例)を行う。</p> <p>2 該当条例</p> <p>ア 琴浦町職員の給与に関する条例</p> <p>イ 琴浦町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例</p> <p>3 経過措置</p> <p>人の資格に関する条例等の規定の適用については、この条例の施行後においては「拘禁刑」に処せられた者だけでなく、改正前の「懲役」「禁錮」に処せられた者も資格制限の対象とするため、必要な経過措置を規定。</p>					
補足事項	施行期日 令和7年6月1日					

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	町民生活課	種別	条例									
議案番号	議案第9号	議案名	琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について												
目的	<p>ごみ処理に係る経費が増加傾向にあるため、可燃ごみ指定袋の価格を見直し改定する。</p> <p>また、令和7年10月よりプラスチックの分別回収を行うにあたり、指定袋を作成・販売するため、条例の一部を改正するもの。</p>														
内容	<p>1 概要</p> <p>近年、エネルギー経費の高騰などによりごみ処理に係る経費が年々増加傾向にある。平成30年以降、ごみ処理手数料としての指定ごみ袋の価格は据え置いてきたが、近年の状況を鑑み、可燃ごみ指定袋の価格を見直し、排出者から徴収する手数料の改定を行う。</p> <p>また、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、製品プラスチック（硬質プラスチック）も含めたプラスチックの一括回収を令和7年10月より開始する。プラスチック分別回収用の指定袋販売に向けて、条例に指定袋の項目を追加しその手数料を定める。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 可燃ごみ指定袋の料金を大袋1枚につき32円、小袋1枚につき19円に改定する。</p> <p>(2) プラスチック回収袋を別表に追加する。なお、ごみ減量化とプラスチックリサイクルの推進を図るため、可燃ごみ指定袋の半額とし、料金は大袋1枚につき16円、小袋1枚につき9円とする。</p> <table border="1" data-bbox="322 1473 1434 1624"> <thead> <tr> <th>改正内容</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ指定袋</td> <td>大1枚32円、小1枚19円</td> <td>大1枚27円、小1枚17円</td> </tr> <tr> <td>プラスチック指定袋</td> <td>大1枚16円、小1枚9円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						改正内容	改正後	改正前	可燃ごみ指定袋	大1枚32円、小1枚19円	大1枚27円、小1枚17円	プラスチック指定袋	大1枚16円、小1枚9円	—
改正内容	改正後	改正前													
可燃ごみ指定袋	大1枚32円、小1枚19円	大1枚27円、小1枚17円													
プラスチック指定袋	大1枚16円、小1枚9円	—													
補足事項	<p>施行期日 (1) 令和7年10月1日 (2) 令和7年9月1日</p>														

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第10号	議案名	琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について			
目的	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、社会保障等の各地方公共団体が条例で定める事務（以下、独自利用事務）についてもマイナンバーによる情報連携が利用可能なため、特別医療費助成制度で利用するにあたり、所要の改正を行うもの。</p>					
内容	<p>1 概要</p> <p>特別医療費助成制度は、障がいのある者や18歳未満の者等に対して、経済的負担を軽減し、安心して必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分を本人に代わり、一部又は全部を町と県が負担する制度である。</p> <p>受給資格の取得にあたっては、申請者から被保険者証の写しや課税証明書等の提出を要するが、令和7年6月から特別医療費助成制度においてもマイナンバーを利用した情報連携により、必要な各種書類の添付を省略できるようになるため、申請者の負担軽減を図るよう改正を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>独自利用事務の情報連携によって、加入医療保険の情報や課税情報等の受給資格証交付に係る事項を確認できる場合は、申請に必要な添付を省略できるよう条文を追加する。</p> <p>3 参考</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項抜粋（平成25年法律第27号）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(利用範囲)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> </div>					
補足事項	<p>施行期日 令和7年6月1日</p>					

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例										
議案番号	議案第11号	議案名	琴浦町心身障がい者医療費助成条例の一部改正について													
目的	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、社会保障等の各地方公共団体が条例で定める事務（以下、独自利用事務）についてもマイナンバーによる情報連携が利用可能なため、心身障がい者医療費助成制度で利用するにあたり、申請手続きの見直しを図るよう所要の改正を行うもの。</p>															
内容	<p>1 概要</p> <p>心身障がい者医療費助成制度は、心身等に障害のある人に対して、疾病の重度化を防ぎ、健康の保持及び生活の安定を図るため、町が医療費の2分の1を助成するものである。</p> <p>令和7年6月から心身障がい者医療費助成制度においてもマイナンバーを利用した情報連携により、必要な各種書類の添付を省略できるようになることを踏まえ、速やかな助成と申請者の負担軽減を図るため、申請手続きの見直しを行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 医療費の「請求」を「申請」に変更（条例第5条） 申請手続きを見直し、医療費の請求を申請に変更。 （扶助費のため助成決定をもって債務を確定し、支払うように変更）</p> <p>(2) 受給資格の認定申請及び認定を削除（施行規則の一部改正） マイナンバーの情報連携により、医療保険情報や課税状況を確認可能となるため、受給資格の認定申請及び認定を削除。</p> <p>3 参考</p> <p>申請手続きの流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">令和7年6月1日から</th> <th style="width: 50%;">令和7年5月31日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①削除</td> <td>①受給資格の認定申請（申請者）</td> </tr> <tr> <td>②削除</td> <td>②受給資格の認定又は却下（町）</td> </tr> <tr> <td>③医療費の申請（申請者）</td> <td>③医療費の請求（申請者）</td> </tr> <tr> <td>④助成決定、支払い（町）</td> <td>④助成決定、支払い（町）</td> </tr> </tbody> </table>						令和7年6月1日から	令和7年5月31日まで	①削除	①受給資格の認定申請（申請者）	②削除	②受給資格の認定又は却下（町）	③医療費の申請（申請者）	③医療費の請求（申請者）	④助成決定、支払い（町）	④助成決定、支払い（町）
令和7年6月1日から	令和7年5月31日まで															
①削除	①受給資格の認定申請（申請者）															
②削除	②受給資格の認定又は却下（町）															
③医療費の申請（申請者）	③医療費の請求（申請者）															
④助成決定、支払い（町）	④助成決定、支払い（町）															
補足事項	<p>施行期日 令和7年6月1日</p>															

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	子育て応援課	種別	条例						
議案番号	議案第12号	議案名	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について								
目的	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係する条例について所要の改正を行うもの。										
内容	<p>1 概要</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」では、施設での食事の提供を施設外で調理・搬入する場合の要件として「栄養士」による必要な配慮を求めているところ、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとされた。</p> <p>この改正内容を踏まえ、関係する条例について、同様の改正を行う。</p> <p>2 改正内容（表記の追加）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">栄養士又は管理栄養士</td> </tr> </table> <p>※「家庭的保育事業所」は現在、町内に該当の保育施設なし。 （参考）家庭的保育事業所：主に0歳から2歳児までの児童を対象とした小規模保育施設。</p>					改正前	→	改正後	栄養士	→	栄養士又は管理栄養士
改正前	→	改正後									
栄養士	→	栄養士又は管理栄養士									
補足事項	施行期日 令和7年4月1日										

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	条例
議案番号	議案第13号	議案名	農林水産業地域改善対策事業に係る施設条例の一部改正について			
目的	農林水産業地域改善対策事業により設置した1施設を廃止するため、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>農林水産業地域改善対策事業により設置した1施設を処分するにあたり、施設の廃止を行う。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>第2条別表（施設一覧）に掲げる施設のうち、次の施設を削除する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下伊勢共同加工施設 （琴浦町大字徳万字中込堂 297-3、208-3：堆肥舎1棟（浦安字中畦内）） 					
補足事項	施行期日 令和7年4月1日					

議案番号	議案第14号	議案名	琴浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
------	--------	-----	---

目的
水道法施行令及び水道法施行規則に規定される「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準」が改正されたことに伴い、条例に規定されている基準を法令基準に合わせるもの。

内容

1 概要
令和6年4月1日より、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに併せて、国土交通省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたもの。

2 改正内容
水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における「土木工学科(土木科)」以外の課程の追加による要件緩和や技術上の実務経験年数の見直し等を行うもの。

(1) 布設工事監督者の資格要件

【改正後】		【改正前】	
分類	技術上の実務経験年数	分類	技術上の実務経験年数
大学卒業 <短期大学を除く> ()内は、大学院にて衛生工学又は水道工学を1年以上専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程 1年半以上 (1年以上)	大学卒業 <短期大学を除く> ()内は、大学院にて衛生工学又は水道工学を1年以上専攻した場合	衛生工学又は水道工学を専攻 1年以上 (半年以上)
	機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程 2年以上 (1年半以上)		上記以外を専攻 1年半以上 (1年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程 2年半以上	短期大学卒業 高等専門学校卒業	土木科又はこれに相当する課程 2年半以上
	機械科・電気科又はこれらに相当する課程 3年以上		
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程 3年半以上	高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程 3年半以上
	機械科・電気科又はこれらに相当する課程 4年以上		
実務経験のみ	5年以上	実務経験のみ	5年以上
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上	
技術士(上下水道部門2次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択 半年以上	技術士(上下水道部門2次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択 半年以上
土木施工管理に係る1級の技術検定合格者	1年半以上	上記に掲げる者と同等以上の技能を有する者として町長が認める者	

(2) 水道技術管理者の資格要件

【改正後】

分類		技術上の 実務経験年数
大学卒業 <短期大学を除く>	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	1年半以上
	工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程	2年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	2年半以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	2年半以上
	工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程	3年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	3年半以上
	工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	4年半以上
実務経験のみ		5年以上
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの(日本水道協会)が行う登録講習の課程を修了		不要
技術士(上下水道部門2次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択	半年以上
土木施工管理に係る1級の技術検定合格者		1年半以上

【改正前】

分類		技術上の 実務経験年数
布設工事監督者の資格を有する者		不要
大学卒業 <短期大学を除く>	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する学科目	2年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学及びこれらに相当する学科目以外	2年半以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する学科目	3年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学及びこれらに相当する学科目以外	3年半以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する学科目	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学及びこれらに相当する学科目以外	4年半以上
実務経験のみ		5年以上
外国の学校において、上記に相当する学科目を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの(日本水道協会)が行う登録講習の課程を修了		不要

3 その他

(1) 布設工事監督者

水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者

(2) 水道技術管理者

水道の管理についての技術上の業務(水道法に基づく水質検査、水道施設や給水装置が基準に適合しているかの検査、給水停止等)を監督する者

補足事項

施行期日 令和7年4月1日

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	条例																																				
議案番号	議案第15号	議案名	琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について																																							
目的	令和7年4月1日より簡易水道施設が上水道施設に編入されることに伴い、給水区域・給水人口・1日最大給水量について、簡易水道施設を含めた区域及び数値に改正を行うもの。																																									
内 容	1 給水人口																																									
	改正後		改正前																																							
	15,456人(△945人)		16,401人																																							
	2 1日最大給水量																																									
改正後		改正前																																								
7,939 m ³ (+676 m ³)		7,263 m ³																																								
3 水道事業給水区域																																										
追加区域																																										
琴浦町大字	八橋(大成・岩本の一部)、倉坂、山田、大杉、福永、野田、法万(上法万)、八反田、宮場、矢下、古長、別宮、三本杉、中津原																																									
【専用水道、飲用水供給施設編入スケジュール】																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用水道</td> <td>簡易水道</td> <td>上水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易水道認可申請</td> <td>上水道編入認可申請</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易水道条例、特別会計条例制定</td> <td>水道事業の設置等に関する条例改正</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実施設計</td> <td>実施設計</td> <td>実施設計</td> <td>実施設計</td> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>布設替</td> <td>布設替</td> <td>布設替</td> <td>布設替</td> </tr> </tbody> </table>							R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R16年度	専用水道	簡易水道	上水道				簡易水道認可申請	上水道編入認可申請					簡易水道条例、特別会計条例制定	水道事業の設置等に関する条例改正						実施設計	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計			布設替	布設替	布設替	布設替
R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R16年度																																					
専用水道	簡易水道	上水道																																								
簡易水道認可申請	上水道編入認可申請																																									
簡易水道条例、特別会計条例制定	水道事業の設置等に関する条例改正																																									
	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計																																					
		布設替	布設替	布設替	布設替																																					
補足事項	施行期日 令和7年4月1日																																									

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	条例							
議案番号	議案第16号	議案名	琴浦町公民館条例の一部改正について									
目的	<p>安田地区公民館を改修後の施設に移転することに伴い、位置の変更を行うとともに、公民館運営協議会について、町が認定した地域運営組織を有する地区については、その組織の実態や活動状況に応じて、公民館運営協議会の役割を兼ねさせることができようとするもの。</p>											
内容	<p>1 改正内容</p> <p>【第2条】安田地区公民館の所在地番の変更 琴浦町大字筥津 437 番地 → 琴浦町大字筥津 318 番地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安田地区公民館を、R6年度に整備した安田地区地域交流センター（旧安田小学校）1階に移転するもの ・施設名称については、3月議会で条例制定を予定 <p>【第6条】公民館運営協議会の設置について、ただし書を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館運営協議会については、各地区の公民館運営や地域の社会教育について協議し、意見をもらう必要があるため、原則として置くものとする。 ・ただし、町が認定した地域運営組織がある地区については、役員の重複等不要な負担をなくすため、組織の実態に応じ、その役割を兼ねさせることができるよう改正するもの。 											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正後</th> <th style="width: 50%;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(公民館運営協議会)</td> <td style="text-align: center;">(公民館運営協議会)</td> </tr> <tr> <td> 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。<u>ただし、琴浦町地域運営組織条例(令和6年琴浦町条例第3号)第6条に基づき認定された地域運営組織にその役割を兼ねさせることができる。</u> </td> <td> 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 </td> </tr> <tr> <td>2及び3 略</td> <td>2及び3 略</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	(公民館運営協議会)	(公民館運営協議会)	第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 <u>ただし、琴浦町地域運営組織条例(令和6年琴浦町条例第3号)第6条に基づき認定された地域運営組織にその役割を兼ねさせることができる。</u>	第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。	2及び3 略	2及び3 略	<p>○改正の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琴浦町内各公民館の運営について協議し、地域の社会教育について意見をもらい、社会教育行政に反映するため、公民館運営協議会は必要と考える。 ・地域運営組織の活動状況は、社会教育課が主管課として日頃からのやりとり 	
改正後	改正前											
(公民館運営協議会)	(公民館運営協議会)											
第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 <u>ただし、琴浦町地域運営組織条例(令和6年琴浦町条例第3号)第6条に基づき認定された地域運営組織にその役割を兼ねさせることができる。</u>	第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。											
2及び3 略	2及び3 略											

	<p>や役員会の出席等で情報共有しており、今年度の活動状況からも、地域住民の意向を適切に反映した事業の運営が行われ、また役員会等の協議や事業運営に、公民館も協働して取り組む体制が整った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらをふまえ、教育委員会等で協議し整理してきた中で、各地区の実態に即した組織のあり方を尊重し、公民館と地域がより活動しやすい仕組みを整えることが必要と考えている。 ・社会教育の衰退への懸念については、日常的に社会教育課と公民館がやり取りし、事業の確認もしている。引き続き担当課として、活動がより充実するよう支援し、地域の社会教育を維持・発展させることも期待できる。 ・以上のことから、本来必要としている公民館運営協議会について、地域運営組織がその役割を担える体制であれば、その役割を兼ねることを可能とするため、条例改正を行うもの。
補足事項	<p>施行期日 令和7年4月1日</p>

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	条例	
議案番号	議案第17号	議案名	琴浦町社会体育施設条例の一部改正について			
目的	小学校統合により廃校となった旧小学校施設を社会体育施設として追加するとともに、その使用料金を定めるもの。					
内 容	<p>1 経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校統合により、平成26年4月1日に琴浦町立聖郷小学校、船上小学校が開校。 ・同年3月31日をもって、東伯小学校・古布庄小学校、及び以西小学校・成美小学校・安田小学校が廃校。 ・琴浦町立学校設置条例から旧小学校の名称と位置が削除。 ・以後も、従前の取り扱いに準じ、体育館と運動場の使用を継続していた。 ・施設の取り扱いについて、実態に即して社会体育施設として整理するもの。 <p>2 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧小学校の5施設について、社会体育施設に追加する。 ・あわせて別表を改正し、使用料の徴収とその額を定める。 (円) 					
	追加する施設		使用料金			
	安田体育館	全面	町内	1時間につき	550	照明料込み
			町外	〃	1,100	〃
		片面	町内	〃	275	〃
			町外	〃	550	〃
	安田運動場		町内	〃	無料	330
			町外	〃	440	660
	以西体育館	全面	町内	1時間につき	550	照明料込み
			町外	〃	1,100	〃
		片面	町内	〃	275	〃
			町外	〃	550	〃
	以西運動場		町内	〃	無料	330
			町外	〃	440	660
古布庄体育館	全面	町内	1時間につき	550	照明料込み	
		町外	〃	1,100	〃	
	片面	町内	〃	275	〃	
		町外	〃	550	〃	
古布庄運動広場については、琴浦町立農村運動広場等条例により設定(使用料なし)						
補足事項	施行期日 公布の日から施行					

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例												
議案番号	議案第18号	議案名	琴浦町土地開発基金条例の廃止について															
目的	<p>琴浦町土地開発基金条例について、現在の社会経済情勢に照らし合わせると、その役割は既に十分に果たされたことから廃止する。</p>																	
内容	<p>1 廃止理由</p> <p>当該条例に係る基金は、将来的な地価上昇を見越した早期の土地確保による公共事業費用の削減及び地域の発展と公共の利益に寄与することを目的として設置された。</p> <p>近年、社会経済情勢は大きく変化し、本町を取り巻く状況も大きく変貌を遂げ、現在の社会経済情勢に照らし合わせると、その役割は既に十分に果たされたことから当該基金を廃止する。</p> <p>2. 基金残高等</p> <table border="1" data-bbox="381 1050 1382 1249"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金</td> <td>142,329,500 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>46,626,500 円</td> <td>4,095 m² (10 筆) 金額は取得価格</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>188,956,000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当該基金は、定額運用基金(地方自治法第241条第五項)に基づき設置され、基金の額は1億8,895万6,000円(同条例第2条第1項)として運用を行ってきた。</p>						区分	金額	備考	現金	142,329,500 円		土地	46,626,500 円	4,095 m ² (10 筆) 金額は取得価格	計	188,956,000 円	
区分	金額	備考																
現金	142,329,500 円																	
土地	46,626,500 円	4,095 m ² (10 筆) 金額は取得価格																
計	188,956,000 円																	
補足事項	<p>施行期日 令和7年5月31日</p>																	

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算																						
議案番号	議案第19号	議案名	令和6年度琴浦町一般会計補正予算(第10号)																								
目的	<p>○旧以西小学校改修事業、学校給食センター更新事業、情報通信基盤改修事業、浦安駅北側待合所整備事業及び琴浦町宮齋場更新事業について、早期に対応するため必要な経費を追加する。</p> <p>○予防接種、普通財産解体事業など各種事業を追加するほか、実績見込みによりふるさと未来夢基金積立金などの減額補正を行う。</p>																										
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13,926,097</td> <td style="text-align: center;">210,684</td> <td style="text-align: center;">14,136,781</td> </tr> </tbody> </table>					補正前予算額	補正額	補正後予算額	13,926,097	210,684	14,136,781																
	補正前予算額	補正額	補正後予算額																								
	13,926,097	210,684	14,136,781																								
	<p>2 主な追加内容</p> <p>歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>款名称等</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町税</td> <td style="text-align: right;">28,794</td> </tr> <tr> <td>地方譲与税</td> <td style="text-align: right;">△13,502</td> </tr> <tr> <td>地方消費税交付金</td> <td style="text-align: right;">24,789</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">△3,795</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align: right;">△10,125</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td style="text-align: right;">△100,000</td> </tr> <tr> <td>町債</td> <td style="text-align: right;">260,776</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align: right;">12,414</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11,333</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">210,684</td> </tr> </tbody> </table>					款名称等	補正額	町税	28,794	地方譲与税	△13,502	地方消費税交付金	24,789	国庫支出金	△3,795	県支出金	△10,125	寄附金	△100,000	町債	260,776	諸収入	12,414	その他	11,333	合 計	210,684
	款名称等	補正額																									
	町税	28,794																									
	地方譲与税	△13,502																									
	地方消費税交付金	24,789																									
	国庫支出金	△3,795																									
	県支出金	△10,125																									
寄附金	△100,000																										
町債	260,776																										
諸収入	12,414																										
その他	11,333																										
合 計	210,684																										
<p>(1) 住宅新築資金等貸付金元利収入 [12,414千円]</p> <p>強制執行などの実施により貸付金の返済が増加したことから、歳入予算を増額する。</p>																											
<p>歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <p>【過疎対策事業債活用事業】</p> <p>(1) 以西地区公民館改修事業 [101,459千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>旧以西小学校を改修し、公民館機能と地域振興活動の拠点として整</p>																											

備するため、早期に建築資材を確保し、改修工事を行う。

イ 経費

旧以西小学校改修工事 [92,553 千円]

改修工事設計委託料 [1,065 千円]

改修工事監理委託料 [7,841 千円]

ウ 財源

町債 [91,000 千円]

一般財源 [10,459 千円]

(2) 学校給食センター設備更新事業 [86,490 千円]

ア 事業説明

安全な給食の提供を図るため、学校給食センターの食器食缶等洗浄機システムを更新する。納品に時間を要することから、来年の春休み期間中に納品完了とするため早期に発注を行う。

イ 経費

備品購入（食器食缶等洗浄機システム） [86,490 千円]

ウ 財源

町債 [85,900 千円]

一般財源 [590 千円]

(3) 情報通信基盤改修事業 [52,800 千円]

ア 事業説明

情報通信基盤施設（光ケーブル施設）のうち、更新時期を迎える東伯、赤碓両サブセンター内にあるセンタースイッチを将来的なデータ量の増加を見越した構成のものに更新する。納品に時間を要することから、10月の更新時期までに対応するため早期に発注を行う。

イ 経費

情報通信基盤改修業務委託料 [52,800 千円]

ウ 財源

町債 [52,800 千円]

(4) 浦安駅北側待合所整備事業 [45,000 千円]

ア 事業説明

JRによる駅舎撤去後、すみやかに浦安駅北側に新たな待合所を整備ため、JRの工程にあわせて早期に新設工事を行う。

イ 経費

浦安駅北側待合所新設工事 [45,000 千円]

詳細設計監理委託料 [△1,755 千円]

新設工事監理業務委託料 [1,755 千円]

ウ 財源

町債 [40,200 千円]

一般財源 [4,800 千円]

(5) 琴浦町営斎場更新事業 [15,950 千円]

ア 事業説明

斎場火葬炉の排気設備が老朽化していることから修繕工事を行う。
安全な斎場運営を維持するため、早期に発注し対応する。

イ 経費

火葬炉設備修繕工事 [15,950 千円]

ウ 財源

町債 [15,000 千円]

一般財源 [950 千円]

【実績見込による追加及び減額事業】

(1) 予防接種 [4,657 千円]

ア 事業説明

子どもの定期予防接種のうち、日本脳炎予防接種・子宮頸がん予防ワクチンの接種希望者が増加したため、接種委託料を増額し対応する。

イ 経費

定期予防接種委託料 [4,657 千円]

ウ 財源

一般財源 [4,657 千円]

(2) 普通財産解体事業 [6,230 千円]

ア 事業説明

旧逢束保育園の解体工事について、アスベスト含有資材の撤去などにより工事費を増額して対応する。

イ 経費

普通財産解体工事 [5,877 千円]

普通財産解体工事監理委託料 [353 千円]

ウ 財源

一般財源 [6,230 千円]

(3) 除雪対策事業 [11,760 千円]

ア 事業説明

2月上旬の積雪により、除雪経費に不足が生じることから、積雪時の道路交通の確保を図るため、除雪にかかる必要経費を追加する。

イ 経費

除雪車両等維持管理費（修繕費等） [1,360 千円]

除雪業務委託料 [4,800 千円]

除雪車借上料 [5,600 千円]

ウ 財源

一般財源 [11,760 千円]

(4) ふるさと未来夢基金積立金 [△100,000 千円]

ア 事業説明

ふるさと納税の寄附金が減少したことから、ふるさと未来夢基金積立金を減額する。

イ 基金残高

[単位：千円]

基金名	補正額	補正後残高(見込)
ふるさと未来夢基金	△100,000	54,534

ウ 財源

ふるさと未来夢寄附金 [△100,000 千円]

(5) 財政調整基金積立金 [26,600 千円]

ア 事業説明

今後の経済不況による税収減や災害の発生等に備えるため、財政調整基金積立金を増額する。

イ 基金残高

[単位：千円]

基金名	補正額	補正後残高(見込)
財政調整基金	26,600	1,120,608

ウ 財源

一般財源 [26,600 千円]

(6) 減額事業 [△143,879 千円]

ア 主な減額事業

[単位：千円]

事業名	金額
ふるさと納税	△100,000
日本型直接支払交付金事業	△11,288
農業研修事業	△8,107
特別保育	△5,352
下水道事業会計繰出金	△4,630
東伯総合公園管理事業	△4,367
地域おこし協力隊活動事業	△4,334
農業委員会組織関係	△4,000

3 継続費

(1) 変更

[単位：千円]

事業名	年割額	補正前	補正後
		令和6年度	165,660
東伯総合公園改修事業	令和7年度	354,310	357,810
	総額	519,970	519,970

4 繰越明許費

(1) 追加

[単位：千円]

事業名	金額
浦安駅北側待合所整備事業	46,755
情報通信基盤改修事業	52,800
地域医療介護総合確保基金事業	46,523
琴浦町営斎場更新事業	15,950
田越・笠見地区浸水対策事業	18,657
農地中間管理機構関連農地整備事業	1,065
県営基幹水利施設更新事業	9,472
がんばる漁業者支援事業	167
河川維持管理事業	14,640
家賃滞納者明渡し強制執行事業	2,390
危険空き家解体事業	8,297

以西地区公民館改修事業	101,459
特別史跡斎尾廃寺跡追加指定地買上事業	597
生涯学習センター空調設備等改修事業	328,685
学校給食センター更新事業	86,490
現年発生農業用施設災害復旧事業	4,300
現年発生林道災害復旧事業	2,036

(2) 変更 [単位：千円]

事業名	補正前 金額	補正後 金額
普通財産解体事業	90,924	97,154
町道等改良整備事業	218,926	267,795

(3) 廃止 [単位：千円]

事業名	補正前 金額	補正後 金額
生涯学習センター地下駐車場 消火設備改修事業	112,200	0

5 債務負担行為

(1) 変更 [単位：千円]

事業名		補正前	補正後
未来人材奨学金返還支援事業 (令和6年度分)	期間	令和7年度から 令和20年度まで	令和7年度から 令和22年度まで
	限度額	9,000	1,901
令和6年度為替相場急変緊急 対策特別金融支援事業補助金	期間	令和7年度から 令和9年度まで	令和7年度から 令和10年度まで
	限度額	1,427	5,705

補足事項

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第20号	議案名	令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)			
目的	保健事業の実績見込みに伴う減額補正を行うもの。また、繰入金の算定結果に伴い増額分による余剰金を基金に積み立てるもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	2,005,044		△2,673	2,002,371		
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額	主な補正理由		
	県支出金		△3,065	保健事業の実績見込みによる減		
	一般会計繰入金		392	繰入金の算定結果による増		
	合 計		△2,673			
	【歳出】					
(1) 国民健康保険事業費納付金 [財源組替]						
ア 事業説明						
一般会計繰入金(財政安定化支援事業繰入金)の増額補正に伴い、財源組替を行うもの。						
イ 経費						
国民健康保険事業費納付金(一般被保険者医療給付費分)[財源組替]						
ウ 財源						
一般会計繰入金 [392千円]						
一般財源 [△392千円]						
(2) 保健事業費 [△3,065千円]						
ア 事業説明						
保健事業の実績見込みに伴う減額補正を行うもの。						
イ 経費						
特定健康診査事業(委託料) [△2,790千円]						
特別調整交付金申請事業(委託料) [△275千円]						
ウ 財源						
県支出金(特別交付金(保険者努力支援分)) [△2,790千円]						
県支出金(特別交付金(特別調整交付金分)) [△275千円]						

	<p>(3) 基金積立金 [392 千円]</p> <p>ア 事業説明 一般会計繰入金(財政安定化支援事業繰入金)の増額補正に伴い、会計 余剰金を基金積立金に増額補正するもの。</p> <p>イ 経費 財政調整基金積立金 [392 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [392 千円]</p>
補足事項	

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第21号	議案名	令和6年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第5号)			
目的	システム改修費、介護保険料還付金の増額及び介護給付費等の組替えを行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	2,307,458		1,419	2,308,877		
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額	主な補正理由		
	国庫支出金		△91	介護給付費等の組替えに伴う減額		
	県支出金		800	介護給付費等の組替えに伴う県負担分		
	繰入金		710	システム改修費の増額に伴う町負担分		
	合 計		1,419			
【歳出】						
(1) 総務費 [1,419千円] 諸支出金 [120千円]、予備費 [△120千円]						
ア 事業説明						
システム改修費、介護保険料還付金の増額及び介護給付費等の組替えを行うもの。						
イ 経費						
(ア) 総務管理費 [1,419千円]						
(イ) 介護サービス等諸費 [△3,000千円]						
(ウ) 介護予防サービス等諸費 [2,000千円]						
(エ) 高額介護サービス等費 [1,500千円]						
(オ) 特定入所者介護サービス等費 [△500千円]						
(カ) 介護予防・生活支援サービス事業費 [1,300千円]						
(キ) 一般介護予防事業費 [△1,300千円]						
(ク) 償還金及び還付加算金 [120千円]						
(ケ) 予備費 [△120千円]						
ウ 財源						
(ア) 国庫支出金 [△91千円]						
(イ) 県支出金 [800千円]						
(ウ) 繰入金 [710千円]						
補足事項						

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	予算						
議案番号	議案第22号	議案名	令和6年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第2号)									
目的	発電実績見込による歳入増額、歳出実績見込による減額、消費税及び修繕積立基金、災害準備積立基金の増額を行うもの。											
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,042</td> <td>1,582</td> <td>27,624</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	26,042	1,582	27,624
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
26,042	1,582	27,624										
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 電気事業費用[365千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>発電実績見込による歳入の増額、基金利息の増額、歳出実績見込による増減額分を修繕積立基金、災害準備積立基金に充てるもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 旅費[△15千円]</p> <p>(イ) 需用費[△1,156千円]</p> <p>(ウ) 委託料[△65千円]</p> <p>(エ) 工事請負費[△3,006千円]</p> <p>(オ) 積立金[3,890千円]</p> <p>(カ) 公課費[717千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 電力料[344千円]</p> <p>(イ) 預金利息[21千円]</p> <p>(2) 予備費[1,217千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>発電実績見込による歳入増額による増額を行うもの。</p> <p>イ 財源</p> <p>電力料[1,217千円]</p>												
補足事項												

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第23号	議案名	令和6年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第5号)		
目的	実績見込に伴う減額補正及び予算組替を行うもの。				
内 容	1 補正額				
	(1) 収入 [単位：千円]				
		区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
		収益的収入	906,358	△5,274	901,084
		資本的収入	560,794	△18,039	542,755
	(2) 支出 [単位：千円]				
		区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
		収益的支出	901,417	△7,098	894,319
		資本的支出	862,924	△16,215	846,709
	2 主な計上内容				
(1) 収入 収益的収入[△5,274千円]					
ア 説明					
下水道使用料等の実績見込に伴い、減額を行うもの。					
イ 内訳					
(ア) 営業収益[△5,467千円]					
下水道使用料[△4,187千円]・他会計負担金[△1,280千円]					
(イ) 特別利益[193千円]					
過年度損益修正益[193千円] 過年度分使用料					
(2) 支出 収益的支出[△7,098千円]					
ア 説明					
実績見込に伴う減額補正及び資本的支出への予算組替を行うもの。					
イ 経費					
(ア) 営業費用[△7,098千円]					
a 管路費[△2,342千円]					
給料[△1,280千円]、修繕費・動力費[△1,062千円]					
b 処理場費[△4,757千円] 修繕費・動力費					
(3) 収入 資本的収入[△18,039千円]					
ア 説明					

	<p>実績見込に伴う国庫補助金、企業債等の減額補正を行うもの。</p> <p>イ 内訳</p> <p>(ア) 企業債[△8,400 千円]</p> <p>(イ) 他会計出資金[△3,350 千円] 基準外繰入金</p> <p>(ウ) 国庫補助金[△5,700 千円]</p> <p>(エ) 負担金[△589 千円]</p> <p>(4) 支出 資本的支出[△16,215 千円]</p> <p>ア 説明</p> <p>実績見込に伴う減額補正及び予算組替を行うもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 管路建設改良費[1,846 千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給料の一部を収益的支出から資本的支出へ予算組替 ・農集接続基本設計に係る増工 ・MP 場制御盤・ポンプ取替工事等の事業完了に伴う減額 <p>(イ) ポンプ場建設改良費[△300 千円]</p> <p>SM 計画に基づいた八幡中継ポンプ場改築・更新詳細設計業務完了に伴う減額</p> <p>(ウ) 処理場建設改良費[△17,761 千円]</p> <p>SM 計画に基づいた東伯浄化センター電気・機械設備更新工事、赤碕浄化センター改築・更新詳細設計業務完了に伴う減額</p>
補足事項	

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第24号	議案名	令和7年度琴浦町一般会計予算		
目的	令和7年度の一般会計当初予算へ各種事業経費を計上するもの。				
内 容	1. 予算額 [単位：千円]				
	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減率	
	13,164,000	12,526,000	+638,000	+5.1%	
	2. 歳入の主な計上内容				
	(1) 町税	1,762,584千円	(+120,742千円、+7.4%)		
	ア 町民税個人(現年)	609,251千円	(+85,655千円、+16.4%)		
	イ 固定資産税(現年)	887,863千円	(+37,373千円、+4.4%)		
	ウ 町たばこ税(現年)	89,964千円	(△2,561千円、△2.8%)		
	(2) 法人事業税交付金	29,800千円	(+2,480千円、+9.1%)		
	(3) 地方消費税交付金	429,778千円	(+27,134千円、+6.7%)		
(4) 地方特例交付金	11,259千円	(△65,153千円、△85.3%)			
ア 定額減税による個人住民税減収補填	24千円	(△66,666千円、△99.9%)			
(5) 地方交付税	4,580,000千円	(+140,000千円、+3.2%)			
ア 普通交付税	4,300,000千円	(+100,000千円、+2.3%)			
イ 特別交付税	280,000千円	(+40,000千円、+16.7%)			
(6) 国庫支出金	1,544,285千円	(△87,347千円、△5.4%)			
ア 児童手当負担金	241,476千円	(+56,920千円、+30.8%)			
イ 新しい地方経済・生活環境創生交付金	126,683千円	(+126,683千円、皆増)			
ウ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	106,311千円	(△136,512千円、△56.2%)			
エ 地域経済循環創造事業交付金	33,333千円	(+33,333千円、皆増)			
オ デジタル基盤改革支援補助金	91,719千円	(+23,619千円、+37.4%)			
カ 住宅市街地総合整備事業補助金	0千円	(△84,538千円、皆減)			

(7) 県支出金	1,109,304 千円 (+82,617 千円、+8.0%)
ア 公立学校情報機器整備事業費補助金	48,546 千円 (+48,546 千円、皆増)
イ 鳥取梨生産振興事業費補助金	46,574 千円 (+17,434 千円、+59.8%)
ウ がんばる養殖支援事業費補助金	16,000 千円 (+16,000 千円、皆増)
エ 参議院議員選挙費委託金	14,579 千円 (+14,579 千円、皆増)
オ 鳥取県型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金	13,798 千円 (+13,798 千円、皆増)
(8) 寄附金	407,811 千円 (+54,300 千円、+15.4%)
ア ふるさと未来夢寄附金	407,000 千円 (+53,500 千円、+15.1%)
(9) 繰入金	1,018,673 千円 (+183,942 千円、+22.0%)
ア 基金繰入金	1,014,437 千円 (+197,946 千円、+24.2%)
① 財政調整基金繰入金	477,000 千円 (+87,500 千円、+22.5%)
② 土地開発基金繰入金	142,329 千円 (+142,329 千円、皆増)
③ ふるさと未来夢基金繰入金	348,131 千円 (△25,550 千円、△6.8%)
イ 特別会計繰入金	18,736 千円 (+496 千円、+2.7%)
(10) 町債	1,465,300 千円 (+55,000 千円、+3.9%)
ア 臨時財政対策債	0 千円 (△14,000 千円、皆減)
イ 過疎対策事業債	809,800 千円 (△171,200 千円、△17.5%)
ウ 緊急防災・減災事業債	31,700 千円 (+29,400 千円、+1278.3%)
エ 緊急自然災害防止対策事業債	354,500 千円 (+222,900 千円、+169.4%)
オ 地域総合整備資金貸付事業債	210,000 千円 (+210,000 千円、皆増)

3. 歳出の主な計上内容(款ごと)

(1) 議会費	96,553 千円 (△11,758 千円、△10.9%)
ア 議員人件費	72,072 千円 (△5,170 千円、△6.7%)
イ 町議会運営一般	10,070 千円 (△2,356 千円、△19.0%)

(2) 総務費	2,870,907 千円(+396,330 千円、+15.8%)
ア ふるさと納税	603,753 千円(+76,650 千円、+14.5%)
イ 防災行政無線システム維持管理	326,988 千円(+323,808 千円、+10182.6%)
ウ 電算管理(総合行政システム)	233,556 千円(+113,937 千円、+95.2%)
エ 地域交通対策事業	112,620 千円(+9,703 千円、+9.4%)
オ 定額減税調整給付金不足額給付事業	99,144 千円(+99,144 千円、皆増)
(3) 民生費	3,464,100 千円(+63,191 千円、+1.9%)
ア 障がい者自立支援給付費	541,397 千円(△38,481 千円、△6.6%)
イ 後期高齢者医療事務	377,076 千円(△2,545 千円、△0.6%)
ウ 介護保険事業	332,448 千円(+14,034 千円、+4.4%)
エ 児童手当支給事業	310,522 千円(+62,151 千円、+25.0%)
オ 生活保護扶助事業	144,340 千円(△5,526 千円、△3.7%)
(4) 衛生費	641,780 千円(+80,364 千円、+14.3%)
ア じん芥処理事業	251,864 千円(+26,578 千円、+11.8%)
イ 予防接種	91,548 千円(+40,172 千円、+78.2%)
ウ 健康診査	40,155 千円(+1,693 千円、+4.4%)
エ エコライフサイクル確立事業	27,992 千円(+17,114 千円、+157.3%)
(5) 農林水産業費	1,233,523 千円(+256,097 千円、+26.2%)
ア 田越・笠見地区浸水対策事業	250,253 千円(+190,704 千円、+320.2%)
イ 果樹振興対策事業	59,571 千円(+17,358 千円、+41.1%)
ウ 水産振興対策事業	37,260 千円(+26,579 千円、+248.8%)
エ 野菜振興対策事業	33,236 千円(+15,803 千円、+90.2%)
オ 農業水路等長寿命化・防災減災事業	15,000 千円(+15,000 千円、皆増)
(6) 商工費	392,717 千円(+204,743 千円、+108.9%)
ア 商工業の振興	228,312 千円(+174,409 千円、+323.6%)
イ 日韓友好資料館サイクルステーション拠点整備事業	43,747 千円(+43,747 千円、皆増)
ウ 観光振興事業	18,878 千円(△3,816 千円、△16.8%)

(7) 土木費	1,101,430 千円(△160,393 千円、△12.7%)
ア 町道等改良整備事業	347,658 千円(△227,469 千円、△39.6%)
イ 防災減災浸水被害防止対策事業	
	90,000 千円(+38,600 千円、+75.1%)
ウ 道路維持管理事業	73,650 千円(+17,726 千円、+31.7%)
エ 除雪対策事業	36,747 千円(+8,814 千円、+31.6%)
(8) 消防費	363,512 千円(+33,674 千円、+10.2%)
ア 常備消防費	251,175 千円(△6,757 千円、△2.3%)
イ 非常備消防事務経費	91,644 千円(+38,524 千円、+72.5%)
(9) 教育費	1,471,686 千円(△306,585 千円、△17.2%)
ア 東伯総合公園改修事業	357,810 千円(+192,150 千円、+116.0%)
イ 学校給食事業	181,326 千円(△47,305 千円、△20.7%)
ウ ICT 教育推進事業	89,813 千円(+83,644 千円、+1355.9%)
エ 一般経常経費(中学校)	80,531 千円(+49,433 千円、+159.0%)
オ 生涯学習センター管理費	43,415 千円(△401,701 千円、△90.2%)
(10) 公債費	1,506,867 千円(+80,987 千円、+5.7%)
ア 起債償還元金	1,418,555 千円(+71,228 千円、+5.3%)
イ 起債償還利子・一時借入金利子	
	88,312 千円(+9,759 千円、+12.4%)

4. 主な事業

(1) 総務課

ア 政策力アップ! 職員アイデア研修事業 [144 千円] 【継続】

① 事業説明

職員の政策能力向上と、実際の政策改善推進の両立を図る取り組みを行う。令和6年度実施の政策アイデアコンテスト高評価事業を令和7年度に予算化して実践する。

② 経費

審査員報償費 [134 千円]

消耗品費 [10 千円]

③ 財源

一般財源 [144 千円]

イ 職員の心理的安全性の確保 [190 千円] 【拡充】

- ① 事業説明
新規採用者・異動者全員に開業保健師との面談実施とストレスチェックによるメンタル不調の早期発見に取り組む。
- ② 経費
開業保健師委託料 [60 千円]
ストレスチェック制度事務委託料 [130 千円]
- ③ 財源
一般財源 [190 千円]

ウ 行財政情報住民共有プラットフォームの運用 [3, 185 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明
予算の事業説明書と決算時の成果説明書をシステムにより一元管理する。あわせて、町民が容易に検索できる形でホームページに掲載する。財政情報のほか、公共施設などの地理情報（航空写真・地図）を公開する。
- ② 経費
行財政・地理情報住民共有プラットフォーム保守業務委託料 [3, 185 千円]
- ③ 財源
一般財源 [3, 185 千円]

エ 部落自治振興費補助 [41, 426 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明
従来の部落自治振興交付金により防災活動、除雪、集会施設の不動産登記手数料など、各種支援を幅広く実施する。令和7年度は新たに自治会のLED化を推進するため、「集会施設LED化事業補助金」を新設し、令和9年度までの3ヶ年限定で支援する。
- ② 経費
部落自治振興交付金 [23, 054 千円]
集会施設LED化事業補助金 [1, 000 千円]
小型除雪機等購入支援事業補助金 [2, 000 千円]
コミュニティ助成事業補助金 [15, 100 千円]
町区長会補助金 [272 千円]
- ③ 財源
町債 [9, 900 千円]
コミュニティ助成事業交付金 [15, 100 千円]
ふるさと未来夢基金繰入金 [2, 700 千円]
一般財源 [13, 726 千円]

オ 住民情報システム標準化対応 [181,617 千円] 【継続】

① 事業説明

国が進める主要 20 業務について、国標準に準拠した新システムへ移行する。(令和 8 年 1 月移行予定)

② 経費

総合行政システム標準化対応委託料 [111,100 千円]

ガバメントクラウド使用料 [70,517 千円]

③ 財源

国庫支出金 [91,719 千円]

一般財源 [89,898 千円]

カ スマート窓口（書かない窓口） [4,472 千円] 【新規】

① 事業説明

転入転出などのライフイベントに伴う各種手続きを一つの窓口で(ワンストップで)完結させ、住民の利便性向上を図る。また、データによる入力を行うことで、職員の省力化も図る。(令和 7 年 4 月本格稼働)

② 経費

書かない窓口システム基盤使用料 [4,472 千円]

③ 財源

一般財源 [4,472 千円]

キ 普通財産の有効活用 [95,664 千円] 【拡充】

① 事業説明

サウンディング調査の結果、旧カウベルホールの施設活用(ホールは除く)について、トライアル事業に取り組むほか、県住宅供給公社から買受けるきらりタウン赤碕内の「ガイアビレッジ」や、用途廃止した「旧勤労者体育館」等の財産について、民間企業等と活用協議をすすめる。

② 経費

施設維持管理費(光熱水費・消耗品等) [6,952 千円]

土地購入費 [87,363 千円]

売却費用(鑑定料・登記手数料等) [1,349 千円]

③ 財源

一般財源 [95,664 千円]

ク 東伯総合公園の長寿命化 [12,751 千円] 【新規】

① 事業説明

都市公園長寿命化計画に基づき、東伯総合公園の上下水道施設設備に向けて設計を行う。また、腐食が著しい多目的広場のバックネットを撤去する。

② 経費

上下水道施設管路実施設計業務委託料 [10,219 千円]

多目的広場バックネット撤去工事 [2,532 千円]

③ 財源

国庫支出金 [5,109 千円]

町債 [5,100 千円]

一般財源 [2,542 千円]

ケ 避難所資機材整備 [20,081 千円] **【新規】**

(新しい地方経済・生活環境創生交付金事業)

① 事業説明

大規模災害発生に備え、避難所用のパーティション、簡易ベットを整備する。

② 経費

備品購入費 [20,081 千円]

③ 財源

国庫支出金 [10,041 千円]

一般財源 [10,041 千円]

コ 消防団機能強化 [32,873 千円] **【新規】**

① 事業説明

導入から20年以上経過した消防ポンプ自動車(第2分団、徳万)を1台更新し、地域消防力を強化する。

② 経費

備品購入費 [32,873 千円]

③ 財源

町債 [31,700 千円]

一般財源 [1,173 千円]

サ Jアラート機器更新 [7,034 千円] **【新規】**

① 事業説明

緊急地震速報、ミサイル発射情報等の緊急情報を速やかに入手し、町民等に迅速に情報伝達するため、Jアラート(全国瞬時警報システム)の機器更新を行う。

② 経費

備品購入費 [7,034 千円]

③ 財源

町債 [5,200 千円]

一般財源 [1,834 千円]

(2) 町民生活課

ア 分別回収の推進 [21,591 千円] **【新規】**

① ア 事業説明

令和7年10月から、プラスチックの分別回収を行いごみ減量と循環型社会の形成を推進する。

② イ 経費

指定袋作成費 [7,040 千円]

プラスチック仮置施設借上料 [396 千円]

プラスチック収集運搬委託料 [8,720 千円]

プラスチック再商品化委託料 [4,887 千円]

プラスチック指定袋取扱委託料 [548 千円]

③ ウ 財源

ごみ処理手数料 [4,162 千円]

一般財源 [17,429 千円]

イ クリーンエネルギー導入推進事業 [3,050 千円] **【拡充】**

① 事業説明

環境負荷の低減のため、太陽光発電システム等クリーンエネルギー設備の導入に対して助成を行う。

② 経費

クリーンエネルギー推進事業補助金 [3,050 千円]

③ 財源

県支出金 [1,525 千円]

一般財源 [1,525 千円]

ウ 文字表示システムの導入 [4,519 千円] **【拡充】**

(新しい地方経済・生活環境創生交付金事業)

① 事業説明

外国人や耳の聞こえづらい人へ配慮した文字表示システムを導入する。

② 経費

備品購入費 [3,727 千円]

使用料 [792 千円]

- ③ 財源
 - 国庫支出金 [2, 259 千円]
 - 一般財源 [2, 260 千円]

(3) 企画政策課

ア ワイナリー整備支援による地域活性化 [50, 300 千円] **【新規】**

① 事業説明

ローカル 10000 プロジェクト事業を活用して、琴浦産ワイン生産に取り組む民間事業者が進めるワイナリー整備事業を支援する。琴浦産ワインによる地域活性化検討会（仮称）を開催する。地域振興に資する民間投資を支援するふるさと融資の制度を活用し、ワイナリー整備事業に長期の無利子資金を融資する。（主管課：商工観光課に詳細を掲載）

醸造ぶどうの生産及びワイン醸造のかかる技術を習得し、ワイナリーで活躍する人材を育成するとともに、ぶどうの生産面積拡大のため、ぶどう生産にかかる経費を助成する。（主管課：農林水産課に詳細を掲載）

② 経費

地域経済循環創造事業補助金 [50, 000 千円]
 検討会講師謝金 [300 千円]

③ 財源

国庫支出金 [33, 333 千円]
 一般財源 [16, 967 千円] ※特別交付税措置

イ ふるさとまちづくり団体の応援 [2, 000 千円] **【新規】**

① 事業説明

多様な主体によるまちづくりを推進するため、ふるさと納税（個人・企業版）を活用し地域活性化や課題解決を目的とした自主的な取組みを行う団体の活動費を支援する。

② 経費

ふるさとまちづくり団体応援交付金 [2, 000 千円]

③ 財源

企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [2, 000 千円]

ウ 韓国麟蹄郡との交流促進 [376 千円] **【継続】**

① 事業説明

琴浦町サッカースポーツ少年団が令和 6 年度に麟蹄郡で交流を行っており、引き続きスポーツを通じた交流を深め、友好親善

交流協定自治体として交流を促進する。

- ② 経費
麟蹄郡青少年サッカー交流団受入経費 [376 千円]
- ③ 財源
一般財源 [376 千円]

エ 地域交通対策事業 [98,635 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明
ドライバー不足や運行経費の高騰に対応し、運行管理一元化による町営バス運行の運行を行う。
上郷地区（上郷・倉坂地区）において日中の共助交通（交通空白地有償運送）を開始する。
老朽化したバス車両を計画的に更新していくため、バス車両1台を購入する。
- ② 経費
町営バス運行管理委託料 [86,435 千円]
上郷・倉坂たすけあい交通運行費補助金 [1,200 千円]
町営バス車両購入費 [11,000 千円]
- ③ 財源
使用料 [5,156 千円]
県支出金 [31,802 千円]
一般財源 [61,677 千円] ※特別交付税措置

オ 防災行政情報伝達システムの整備 [326,580 千円] **【新規】**

（新しい地方経済・生活環境創生交付金事業）

- ① 事業説明
防災行政無線設備の老朽化により、新たな情報伝達手段として携帯電話網を活用したシステムを導入する。アプリを活用し、個人のスマートフォンやタブレットでの受信を可能とし、利便性の向上を図る。
- ② 経費
防災行政情報伝達システム導入業務委託料 [326,580 千円]
- ③ 財源
国庫支出金 [92,510 千円]
町債 [163,450 千円]
一般財源 [70,620 千円]

カ 移住・定住の促進 [8,700 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明
県内からの移住者に対する空き家購入費用および購入に伴うリフォーム費用補助を充実し、移住者増を目指す。
- ② 経費
暮らそうコトウラ！空き家活用補助金 [8,700 千円]
- ③ 財源
県支出金 [2,400 千円]
一般財源 [6,300 千円]

キ 地域おこし協力隊による地域の活性化 [5,707 千円] 【継続】

- ① 事業説明
関係・交流人口の創出、住民のシビックプライド醸成を図るため、新たな地域おこし協力隊を募集し、SNS 等による町の魅力発信に取り組む。
自らが提案する地域おこし・地域課題解決・地域活性化等のテーマに基づき地域で活動し、起業を目指す地域おこし協力隊を支援する。
- ② 経費
活動費 [5,707 千円]
- ③ 財源
一般財源 [5,707 千円] ※特別交付税措置

(4) 商工観光課

ア 日韓友好資料館サイクルステーション拠点整備事業 [43,747 千円] 【新規】
(新しい地方経済・生活環境創生交付金事業)

- ① 事業説明
日韓友好資料館の大規模修繕及び旧韓国物産館の空きスペースをサイクリングの休憩・点検場所、レンタサイクルステーションとして整備を行う。
- ② イ 経費
設計委託料 [2,530 千円]
工事監理委託料 [1,870 千円]
模様替え工事 [29,700 千円]
施設外看板貼替工事 [2,475 千円]
備品購入費 [792 千円]
アドバイザー報酬金 [880 千円]
観光協会HP・観光パンフレット作成委託料 [5,500 千円]
- ③ 財源

国庫支出金 [21,873 千円]
町債 [13,400 千円]
一般財源 [8,474 千円]

イ 船上山の環境整備、さくら祭り・紅葉フェス開催の支援
[1,295 千円] 【拡充】

① 事業説明

キリンビールの寄附金 80 万円を活用し、船上山の桜保全とさくら祭りの開催を支援する。また、船上山と食の魅力アップへ向けた、紅葉フェスの開催を支援する。

② 経費

船上山さくら祭り補助金 [400 千円]
船上山紅葉フェス運営費補助金 [300 千円]
万本桜復活戦略事業委託料 [495 千円]
万本桜公園周辺さくら植栽業務委託料 [100 千円]

③ 財源

観光振興費寄附金（キリンビール寄附金） [800 千円]
一般財源 [495 千円]

ウ 一向平キャンプ場水源ポンプ取替工事等 [4,501 千円] 【新規】

① 事業説明

一向平キャンプ場の施設の経年劣化等に対して、適切な管理を行うための整備を行う。

② 経費

水源ポンプ取替工事 [3,630 千円]
管理棟排水改良工事 [535 千円]
浄化槽水中排水ポンプ取替修繕工事 [336 千円]

③ 財源

町債 [4,000 千円]
一般財源 [501 千円]

エ 地域総合整備資金貸付事業 [210,000 千円] 【新規】

① 事業説明

地域振興に資する民間投資を支援するふるさと融資の制度を活用し、ワイナリー整備事業に長期の無利子資金を融資する。

② 経費

地域総合整備資金貸付金 [210,000 千円]

③ 財源

町債 [210,000 千円]

オ 中小企業ステップアップ支援補助金 [600 千円] 【拡充】

① 事業説明

新たな取組（新商品開発、販路拡大、DX推進）を支援する。

② 経費

中小企業ステップアップ支援補助金 [600 千円]

③ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [600 千円]

カ 未来人材奨学金返還支援 [981 千円] 【拡充】

① 事業説明

雇用確保やIJUターンを促進するため、奨学金の返還を支援する。なお、令和7年度から対象業種を全業種に拡大する。

② 経費

未来人材奨学金返還支援補助金 [980 千円]

未来人材奨学金返還支援基金利子積立金 [1 千円]

③ 財源

未来人材奨学金返還支援基金繰入金 [980 千円]

未来人材奨学金返還支援基金利子 [1 千円]

(5) 税務課

ア 住宅新築資金等債務整理事業 [11,800 千円] 【継続】

① 事業説明

住宅新築資金等貸付金の債務整理のため強制執行等を実施する。

② 経費

弁護士委託料 [8,280 千円]

予納金 [3,000 千円]

事務費（消耗品費・通信運搬費・手数料など） [520 千円]

③ 財源

県支出金 [6,435 千円]

一般財源 [5,365 千円]

(6) 農林水産課

ア 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業

[15,524 千円] 【継続】

① 事業説明

高収益野菜等のハウス栽培品目の生産拡大を図るため、鳥取県

が開発した鳥取型低コストハウス（すいかハウス7棟）の導入を支援する。

- ② 経費
鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業補助金
[15,524 千円]

- ③ 財源
県支出金 [13,798 千円]
一般財源 [1,726 千円]

イ スマート農業社会実装促進事業 [17,971 千円] 【継続】

- ① 事業説明
スマート農業の社会実装を促進するため、スマート農機等の導入経費の支援を行う。
- ② 経費
スマート農業社会実装促進事業補助金 [17,971 千円]
- ③ 財源
県支出金 [11,980 千円]
ふるさと未来夢基金繰入金 [5,900 千円]
一般財源 [91 千円]

ウ 畜産経営第三者継承事業 [3,283 千円] 【新規】

- ① 事業説明
第三者継承に取り組む和牛肥育の新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設整備及びリース料を助成する。
- ② 経費
畜産経営第三者継承事業補助金 [3,283 千円]
- ③ 財源
県支出金 [2,189 千円]
一般財源 [1,094 千円]

エ 自給飼料生産緊急支援事業 [3,300 千円] 【新規】

- ① 事業説明
酪農経営の維持と農地の活用及び環境保全を図るため、物価高騰に伴う自給飼料を生産する酪農家が自ら生産する飼料作物の種子代の一部を緊急支援し、負担の軽減を図る。
- ② 経費
自給飼料生産緊急支援事業補助金 [3,300 千円]

- ③ 財源
国庫支出金 [3,000 千円]
一般財源 [300 千円]

オ 田越・笠見地区浸水対策事業 [250,253 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明
田越笠見地区の浸水対策を実施し、農地及び周辺地域の湛水被害の防止する。
- ② 経費
地盤変動影響調査業務委託料 [13,206 千円]
笠見地区農業用排水路改修工事 [120,398 千円]
田越地区放水路新設工事 [116,649 千円]
- ③ 財源
町債 [250,200 千円]
一般財源 [53 千円]

カ 海業で浜の賑わい創出事業 [3,087 千円] **【新規】**

- ① 事業説明
交流人口の増加や漁業所得の向上を図ることを目的に遊漁者向けのコールドロッカー・最新券売機の導入に対し支援を行う。
- ② 経費
海業で浜の賑わい創出事業補助金 [3,087 千円]
- ③ 財源
県支出金 [1,543 千円]
一般財源 [1,544 千円]

キ がんばる養殖支援事業費補助金 [24,000 千円] **【新規】**

- ① 事業説明
鳥取グランサーモンの養殖事業者の高騰する養殖経費や電気価格を軽減し、生産性向上を図るため導入する省エネ機器等への支援を行うことにより経営の改善を図る。
- ② 経費
がんばる養殖支援事業費補助金 [24,000 千円]
- ③ 財源
県支出金 [16,000 千円]
ふるさと未来夢基金繰入金 [8,000 千円]

ク 醸造用ぶどう生産拡大事業 [7,485 千円] **【継続】**

- ① 事業説明
ワイナリー事業者が生産する醸造用ぶどうの生産面積目標700aの達成に向けて苗代及び果樹棚等栽培施設の新設にかかる経費の一部を助成する。
- ② 経費
醸造用ぶどう生産拡大事業補助金 [7, 485 千円]
- ③ 財源
県支出金 [6, 780 千円]
一般財源 [705 千円]

(7) すこやか健康課

ア AIと電力データを用いたフレイル検知事業 [2, 157 千円] **【新規】**

- ① 事業説明
フレイルは早く気づいて適切に対処することで、健康な状態への回復が見込まれる。電気の使用状況とAIを用いてフレイルリスクの高い独居の後期高齢者を効率よく早期発見・訪問等を行うことにより、個別的な支援へと繋げる。(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業)
- ② 経費
フレイル検知サービス委託料 [2, 157 千円]
- ③ 財源
後期高齢者医療広域連合事業費補助金 [2, 157 千円]

イ 訪問介護サービス事業緊急支援補助金 [1, 600 千円] **【新規】**

- ① 事業説明
事業存続が困難となっている町内の訪問介護サービス事業所に対し、次期介護報酬改定までの間、運営費等を緊急支援することにより、地域の在宅介護体制の確保を図る。
- ② 経費
訪問介護サービス事業緊急支援補助金 [1, 600 千円]
- ③ 財源
県支出金 [800 千円]
一般財源 [800 千円]

ウ 帯状疱疹ワクチンの予防接種 [7, 871 千円] **【新規】**

- ① 事業説明
令和7年4月から予防接種法で定める定期接種に位置付けられたことを踏まえ、帯状疱疹ワクチンの予防接種を実施する。

- ② 経費
 - ワクチン接種委託料 [6,662 千円]
 - システム改修委託料 [495 千円]
 - 扶助費（生活保護等） [527 千円]
 - 事務費等 [187 千円]

- ③ 財源
 - 一般財源 [7,871 千円]

(8) 福祉あんしん課

ア 定額減税調整給付金不足額給付事業 [99,144 千円] **【新規】**

- ① 事業説明

昨年、令和6年分推計所得税額を用いて「定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）」を実施した。令和6年分所得税額が確定したところで、調整給付の給付額に不足が生じた方などに不足分を給付（不足額給付）を行う。

- ② 経費
 - 定額減税調整給付金 [94,300 千円]
 - 事務費（システム改修委託料・通信運搬費など） [4,844 千円]

- ③ 財源
 - 国庫支出金 [99,144 千円]

イ 生活困窮者自立支援事業 [2,161 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明

家計改善支援事業に新たに取り組み、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出し、相談者の家計を管理する力を強め、早期に生活が再生されることを支援する。

- ② 経費
 - 家計改善支援事業 [630 千円]
 - 住居確保給付金 [132 千円]
 - 被保護者健康管理支援事業 [1,228 千円]
 - 診療報酬明細書点検等の充実 [171 千円]

- ③ 財源
 - 国支出金 [1,463 千円]
 - 一般財源 [698 千円]

ウ 子どもの居場所づくり事業 [1,800 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明

新たに「子どもの居場所づくり」の取組を行う民間団体等の立ち上げを支援し、地域における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充を図る。

- ② 経費
子どもの居場所づくり事業 [1,800 千円]
- ③ 財源
国支出金 [1,200 千円]
一般財源 [600 千円]

(9) 子育て応援課

ア 1か月児健診費用助成事業 [570 千円] 【拡充】

- ① 事業説明
1か月児健康診査費用の助成額を引き上げることで子育て世帯の経済的支援を行うとともに、委託先の医療機関との連携や健康診査の結果等の活用などにより、効果的に伴走型相談支援を行う。
- ② 経費
1か月児健康診査委託料 [540 千円]
1か月児健康診査費助成 [30 千円]
- ③ 財源
国庫支出金 [270 千円]
一般財源 [300 千円]

イ 産後ケア事業 [986 千円] 【拡充】

- ① 事業説明
里帰りをしている母子について、産後ケアを必要とする場合は里帰り先でも事業の提供が受けられるよう助成を行うなど、関係市町村と連携を図りながら、母子の心身のケアや育児の支援を行う。
- ② 経費
産後ケア事業委託料 [826 千円]
産後ケア事業利用費助成 [160 千円]
- ③ 財源
国庫支出金 [493 千円]
県支出金 [246 千円]
一般財源 [247 千円]

ウ おむつ定額制サービス利用促進事業 [690 千円] 【拡充】

- ① 事業説明
町内こども園・保育園で導入している「紙おむつ定額制サービス」の利用料の一部を町が負担することにより、サービスの利用率を高め、保護者の経済的負担及び保育現場の業務負担の軽減を図る。
- ② 経費
おむつ定額制サービス委託料 [690 千円]
- ③ 財源
ふるさと未来夢基金繰入金 [600 千円]
一般財源 [90 千円]

(10) 建設住宅課

ア 道路改良事業 [347,658 千円] 【継続】

- ① 事業説明
町道の歩行者及び通行車両の安全確保、アクセスや道路ストック効果の向上を図る。
ゴリン橋架替工事をはじめ継続する通学路の安全対策を中心とした道路改良工事、橋梁修繕工事等を実施する。
- ② 経費
社会資本整備総合交付金道路改良工事 [284,270 千円]
ゴリン橋架替工事委託料 [33,318 千円]
その他 [30,070 千円]
- ③ 財源
国庫支出金 [197,560 千円]
町債 [137,400 千円]
一般財源 [12,698 千円]

イ 防災減災浸水被害防止対策事業 [90,000 千円] 【継続】

- ① 事業説明
豪雨被害防止のため、対策工事を実施する。今年度は三保・鋤地区及び、公文地区の対策工事を行う。
- ② 経費
三保・鋤地区浸水被害防止対策工事 [50,000 千円]
公文地区浸水被害防止対策工事 [40,000 千円]
- ③ 財源
町債 [90,000 千円]

ウ 道路維持管理事業 [73,650 千円] 【継続】

① 事業説明

町道において、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路や道路施設、道路付属物についての維持修繕を行い、道路機能を良好に保つ。

道路や水路の修繕に必要な原材料の支給や機械の借上げ料の助成、また町道に張り出している支障木の伐採経費の一部助成等により、地域活動の促進を図る。

② 経費

町道荒神道1号線法面崩壊対策工事	[13,000千円]
町道維持修繕工事	[34,400千円]
道路付属物点検委託料	[3,300千円]
道路施設等修繕料	[8,000千円]
道路施設等維持管理費	[13,550千円]
各種補助金・交付金	[1,400千円]

③ 財源

県支出金	[600千円]
道路占用料等	[5,500千円]
町債	[46,000千円]
一般財源	[21,550千円]

(11) 上下水道課

ア 赤碕地域コミュニティセンター(分庁舎)改修業務[11,187千円] **【新規】**

① 事業説明

赤碕地域コミュニティセンター(分庁舎)の大規模改修及びZEB化(省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量をゼロにすることを目指した建物)に向け、建物の構造や設備を調査し、ZEB化の可能性を調査するもの。

② 経費

ZEB化改修可能性調査委託料[11,187千円]

③ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [11,000千円]
一般財源 [187千円]

(12) 教育総務課

ア 琴浦 My スター☆推進事業 [1,101千円] **【拡充】**

① 事業説明

各地域の実態にあったふるさと教育について地域の方とともに

検討し、それぞれの学校独自で創意工夫のある学習に取り組む。
新聞を活用した学習用ソフトを導入し、情報収集や情報発信を
通して地域学習を深める。

- ② 経費
報償金 [420 千円]
事務費（借上料、消耗品等） [681 千円]
- ③ 財源
ふるさと未来夢基金繰入金 [900 千円]
一般財源 [201 千円]

イ 学校給食食材費単価の見直し [95,061 千円] **【拡充】**

- ① 事業説明
物価高騰により食材費が値上がりしていることから、給食の質
を確保するため給食食材費単価を増額する。経済的負担を軽減
するため保護者負担額は据え置きとし、増額分に町の公費負担
を追加する。
- ② 経費
学校給食用食材費 [95,061 千円]
- ③ 財源
保護者等負担金 [79,556 千円]
国庫支出金 [4,161 千円]
ふるさと未来夢基金繰入金 [10,000 千円]
一般財源 [1,344 千円]

ウ 台湾との中学生相互派遣交流事業 [2,440 千円] **【継続】**

- ① 事業説明
異文化理解とグローバルな人材の育成を目的に、台湾台中市の
中学校との相互派遣交流事業を実施する。
- ② 経費
旅行手配業務委託料 [2,143 千円]
通訳等報償費 [215 千円]
事務費（消耗品費等） [82 千円]
- ③ 財源
ふるさと未来夢基金繰入金 [2,300 千円]
一般財源 [140 千円]

エ 第2期G I G Aスクール構想 [80,248 千円] **【新規】**

- ① 事業説明

鳥取県共同調達により、児童生徒一人1台のタブレット端末を更新し、ICTを活用した教育を推進する。

② 経費

タブレット端末購入費 [80,248 千円]

③ 財源

県支出金 [49,507 千円]

ふるさと未来夢基金繰入金 [30,000 千円]

一般財源 [741 千円]

オ 少人数学級の実現 [12,000 千円] **【拡充】**

① 事業説明

小中学校の学級編成について、国基準を上回る鳥取県基準により実施し、小学校全学年を1学級30人以下、中学校1年生を33人以下、2年生、3年生を35人以下とする。

対象学級	赤碕小学校5年生、6年生
	浦安小学校3年生、4年生、5年生
	赤碕小学校5年生、6年生
	東伯中学校2年生

② 経費

少人数学級負担金 [12,000 千円]

③ 財源

町債 [11,700 千円]

一般財源 [300 千円]

(13) 社会教育課

ア 生涯学習センターの施設整備 [6,708 千円] **【新規】**

① 事業説明

2階談話コーナーを、本を通じた親子のふれあいや住民の居場所として整備するとともに、3階執務室の一部を別室へ移転し、職場環境の改善を図る。その他必要な修繕を行い、利用環境の改善を図る。

② 経費

2階談話コーナー整備事業 [2,286 千円]

3階執務室一部移転事業 [1,699 千円]

駐車場防犯灯修繕、避難用階段修繕等 [2,723 千円]

③ 財源

ふるさと未来夢基金繰入金 [2,100 千円]

	<p>一般財源 [4,608 千円]</p> <p>イ 地区ごとの社会教育と地域づくり活動の推進 [25,820 千円]【継続】</p> <p>① 事業説明 公民館による「学び、つながる」社会教育活動の更なる充実を進めるとともに、地区ごとの実情に応じた地域づくりの基盤をつくる。</p> <p>② 経費 9 地区公民館の施設管理・活動費 [25,820 千円]</p> <p>③ 財源 県支出金 [185 千円] 使用料 [5,050 千円] 諸収入 [21 千円] 一般財源 [20,564 千円]</p> <p>ウ 東伯総合公園サッカー場の人工芝改修 [357,810 千円]【継続】</p> <p>① 事業説明 多目的に通年利用できる施設とするため、人工芝サッカー場への改修を行う。令和7年度は人工芝への張替を実施する。</p> <p>② 経費 東伯総合公園サッカー場改修工事 [356,963 千円] 東伯総合公園サッカー場芝剥ぎ取り工事 [847 千円]</p> <p>③ 財源 JFA 日本サッカー協会助成金 [45,000 千円] スポーツ振興くじ助成金 [48,000 千円] 町債 [264,800 千円] 一般財源 [10 千円]</p> <p>(14) 人権・同和教育課</p> <p>ア ことうら人権まなびの集い [261 千円]【継続】</p> <p>① 事業説明</p> <p>② 一人ひとりの違いを認め合い、共に生きる社会の実現に向け、様々な人権について考えてもらうため、「ことうら人権まなびの集い」を開催する。</p> <p>③ 経費 講師謝金・事務費（謝金、消耗品費等） [261 千円]</p> <p>④ 財源 県支出金 [215 千円]</p>
--	--

一般財源 [46 千円]

イ 人権・同和教育部落懇談会 [352 千円] 【継続】

① 事業説明

地域における人権意識の高揚を図り、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを町民と町が協働して懇談会を開催する。

② 経費

時間外勤務手当・報償金 [352 千円]

③ 財源

一般財源 [352 千円]

ウ 町人権・同和教育推進協議会による人権啓発事業の推進

[450 千円] 【継続】

① 事業説明

様々な人権課題をテーマに講演会等の人権啓発事業を実施し、会員及び町民全般が人権について考え、学ぶため講演会を開催する。

② 経費

講師謝金 [450 千円]

③ 財源

一般財源 [450 千円]

エ 隣保館の運営（東伯隣保館・赤碕隣保館） [8, 231 千円] 【継続】

① 事業説明

あらゆる人権課題の解消、地域福祉の向上、人権啓発のための住民交流の拠点、住民の身近な相談窓口としての役割を担う。

② 経費

活動費（人権まなびの講座、部落解放文化祭、学習支援等）

[2, 011 千円]

環境整備費 [2, 304 千円]

維持管理費等 [3, 916 千円]

③ 財源

県支出金 [5, 279 千円]

町債 [900 千円]

使用料 [87 千円]

一般財源 [1, 965 千円]

	<p>オ 児童館の運営（東伯児童館・赤碕児童館）[9,276千円]【継続】</p> <p>① 事業説明 児童が心身ともに健やかに成長するために安心・安全な居場所づくりや遊びの提供、親子のふれあいや地域住民との関わりの中での、子どもたちの自尊感情の育成と豊かな人間形成を行う。</p> <p>② 経費 活動費（お話会、工作活動、じどうかんまつり等）[330千円] 環境整備費 [7,526千円] 維持管理費等 [1,420千円]</p> <p>③ 財源 国庫支出金 [3,356千円] 町債 [3,300千円] 使用料 [20千円] 一般財源 [2,600千円]</p>
補足事項	

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第25号	議案名	令和7年度琴浦町国民健康保険特別会計予算		
目的	令和7年度琴浦町国民健康保険特別会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額 [単位：千円]				
	本年度予算額		前年度予算額		比較
	1,834,613		1,995,446		△160,833
	2 主な計上内容				
	(1) 特定健診受診率向上の推進（令和7年度～11年度までの5年間） 従前から実施する人間ドックの助成に加え、新たに人間ドック対象年齢の翌年（41・46・51・56・61・66・71歳）に特定健診の自己負担金を無料とする取り組みを行い、特定健診の連続受診、習慣化を図る。				
	(2) 総務費[23,953千円]				
	ア 事業説明 職員給与等、事務費、国保連合会負担金、運営協議会費他				
	イ 経費 (ア) 総務管理費・徴収費[23,907千円] (イ) 運営協議会費[46千円]				
	ウ 財源 (ア) 特別交付金(特別調整交付金分)[75千円] (イ) 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)[23,878千円]				
	(3) 保険給付費[1,321,292千円]				
ア 事業説明 被保険者への保険給付に充てるもの。 また、新型コロナウイルス感染症の5類への移行から2年経過に伴い、傷病手当金を廃止。					
イ 経費 (ア) 療養給付費[1,132,084千円] (イ) 療養費[5,604千円] (ウ) 審査支払手数料[3,803千円] (エ) 高額療養費[177,391千円] (オ) 移送費[10千円] (カ) 出産育児諸費(3件)[1,500千円]					

(キ) 葬祭諸費(30件)[600千円]

(ク) 高額介護合算療養費[300千円]

ウ 財源

(ア) 普通交付金[1,318,792千円]

(イ) 一般会計繰入金(出産育児一時金等)[1,000千円]

(ウ) 雑入(返納金等)[400千円]

(エ) 一般財源(国保税等)[1,100千円]

(4) 国民健康保険事業費納付金[460,542千円]

ア 事業説明

保険者給付費等交付金の財源として、県に納付するもの。

イ 経費

(ア) 医療給付費分[304,807千円]

(イ) 後期高齢者支援金等分[118,517千円]

(ウ) 介護納付金分[37,218千円]

ウ 財源

(ア) 県支出金等[9,551千円]

(イ) 一般会計繰入金等(保険基盤安定繰入金等)[108,077千円]

(ウ) 基金繰入金(国保財政調整基金)[7,986千円]

(エ) 諸収入等(国保税延滞金等)[3,005千円]

(オ) 一般財源(国保税等)[331,923千円]

(5) 保健事業費[20,721千円]

ア 事業説明

特定健診・特定保健指導、人間ドック、その他医療費適正化事業

イ 経費

(ア) 特定健診・特定保健指導[15,335千円]

(イ) 人間ドック[3,086千円]

(ウ) 医療費適正化事業[2,300千円]

ウ 財源

(ア) 県支出金[10,525千円]

(イ) 一般財源(国保税等)[10,196千円]

(6) 諸支出金等[8,105千円]

ア 事業説明

国保税還付金、還付加算金及び予備費

イ 経費

国保税還付金、還付加算金等[3,105千円]

	予備費[5,000 千円] ウ 財源 (ア) 諸収入等 (基金利子等) [2 千円] (イ) 一般財源(国保税等) [8,103 千円]
補足事項	令和6年度基金残高 (見込) 112,202 千円

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第26号	議案名	令和7年度琴浦町介護保険特別会計予算								
目的	令和7年度琴浦町介護保険特別会計予算を計上するもの。										
内 容	<p>1 予算額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,252,809</td> <td>2,206,025</td> <td>46,784</td> </tr> </tbody> </table>					本年度予算額	前年度予算額	比較	2,252,809	2,206,025	46,784
	本年度予算額	前年度予算額	比較								
2,252,809	2,206,025	46,784									
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 介護予防教室の再編 認知機能の維持向上と運動機能の向上を包括的に提供するため、介護予防教室「げんきもん」を、介護予防教室「はればれ」・「いきがい」に統合し、それぞれの教室に運動の専門職による指導メニューを取り入れ介護予防の推進を図る。</p> <p>(2) 総務費[35,536千円]、保険給付費[2,103,967千円] 地域支援事業費[98,521千円]、諸支出金等[14,785千円]</p> <p>ア 事業説明 介護保険事業執行のための人件費、給付費、事業費等</p> <p>イ 経費 (ア) 総務管理費等[35,536千円] (イ) 介護・予防サービス等[2,103,967千円] (ウ) 地域支援事業費等[98,521千円] (エ) 一般会計繰出金等[14,785千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 介護保険料[413,212千円] (イ) 国庫支出金[571,304千円] (ウ) 支払基金交付金[591,330千円] (エ) 県支出金[311,791千円] (オ) 繰入金[357,003千円] (カ) 諸収入等[8,169千円]</p>											
補足事項	令和6年度基金残高（見込）457,100千円										

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第27号	議案名	令和7年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算								
目的	令和7年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算を計上するもの。										
内 容	<p>1 予算額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>317,829</td> <td>317,585</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table>					本年度予算額	前年度予算額	比較	317,829	317,585	244
	本年度予算額	前年度予算額	比較								
317,829	317,585	244									
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 総務費等[1,882千円]</p> <p>ア 事業説明 被保険者証定期更新等にかかる通信運搬費及び過年度の保険料還付等を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 通信運搬費等(被保険証定期更新他)[1,366千円] (イ) 保険料還付金等[516千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 一般会計繰入金(事務費繰入金)[1,366千円] (イ) 保険料還付金等(後期高齢者医療広域連合諸収入)[516千円]</p> <p>(2) 後期高齢者医療広域連合納付金[315,947千円]</p> <p>ア 事業説明 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料及び低所得者への保険料軽減額を負担金として、広域連合に納付するもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 保険料等負担金[237,967千円] (イ) 基盤安定負担金[77,980千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 後期高齢者医療保険料[237,967千円] (イ) 一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金)[77,980千円]</p>											
補足事項											

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	農林水産課	種別	予算
議案番号	議案第28号	議案名	令和7年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算		
目的	令和7年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額 [単位：千円]				
	本年度予算額		前年度予算額	比較	
	26,679		26,591	88	
	2 主な計上内容				
	(1) 電気事業費用[20,679千円]				
	発電所操作委託、電気保安業務委託、基金積立等維持管理に係る経費				
	ア 経費				
	(ア) 旅費[13千円]				
	(イ) 需用費[1,316千円]				
	(ウ) 役務費[128千円]				
	(エ) 委託料[5,452千円]				
	(オ) 使用料及び賃借料[151千円]				
	(カ) 積立金[4,256千円]				
	(キ) 公課費[1,800千円]				
	(ク) 繰出金[7,563千円]				
	イ 財源				
	(ア) 電力料[14,280千円]				
	(イ) 預金利息[179千円]				
	(ウ) 前年度繰越金[6,220千円]				
	(2) 予備費[6,000千円]				
	令和8年度の東伯地区土地改良区連合運営補助金として予備費に計上				
	ア 経費				
	予備費[6,000千円]				
	イ 財源				
	電力料[6,000千円]				
補足事項					

令和7年3月定例議会 議案概要	担当課	総務課	種別	予算						
目的	令和7年度各財産区特別会計予算を計上するもの。									
内容	〔東伯地区財産区〕 予算科目設定のため計上するもの。									
	議案第29号 令和7年度琴浦町八橋財産区特別会計予算 予算額 [単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 640 662 696">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 640 973 696">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="973 640 1283 696">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 696 662 752">28</td> <td data-bbox="662 696 973 752">28</td> <td data-bbox="973 696 1283 752">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	28	28	—
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較							
	28	28	—							
	議案第30号 令和7年度琴浦町浦安財産区特別会計予算 予算額 [単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 848 662 904">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 848 973 904">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="973 848 1283 904">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 904 662 1005">26</td> <td data-bbox="662 904 973 1005">26</td> <td data-bbox="973 904 1283 1005">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	26	26	—
	本年度予算額	前年度当初予算額	比較							
	26	26	—							
	議案第31号 令和7年度琴浦町下郷財産区特別会計予算 予算額 [単位：千円]									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1102 662 1158">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 1102 973 1158">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="973 1102 1283 1158">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1158 662 1267">6</td> <td data-bbox="662 1158 973 1267">6</td> <td data-bbox="973 1158 1283 1267">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								
議案第32号 令和7年度琴浦町上郷財産区特別会計予算 予算額 [単位：千円]										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1364 662 1420">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 1364 973 1420">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="973 1364 1283 1420">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1420 662 1529">6</td> <td data-bbox="662 1420 973 1529">6</td> <td data-bbox="973 1420 1283 1529">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								
議案第33号 令和7年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算 予算額 [単位：千円]										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1626 662 1682">本年度予算額</th> <th data-bbox="662 1626 973 1682">前年度当初予算額</th> <th data-bbox="973 1626 1283 1682">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1682 662 1783">6</td> <td data-bbox="662 1682 973 1783">6</td> <td data-bbox="973 1682 1283 1783">—</td> </tr> </tbody> </table>				本年度予算額	前年度当初予算額	比較	6	6	—	
本年度予算額	前年度当初予算額	比較								
6	6	—								

[赤碕地区財産区]

前年度繰越金を主な財源とし、管理会委員報酬、補助金、交付金等を計上するもの。

議案第 34 号 令和 7 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算

1 予算額 [単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
17,801	17,938	△137

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[70 千円]

委員 7 名×10 千円

イ 補助金[390 千円]

(ア) 赤碕地区地域活性化補助金[230 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[130 千円]

(ウ) 荒神さん振興会運営費補助金[30 千円]

(2) 歳入

ア 土地貸付収入[265 千円]

電柱敷地料、個人・法人への土地貸付料等

イ 前年度繰越金[17,532 千円]

議案第 35 号 令和 7 年度琴浦町成美財産区特別会計予算

1 予算額 [単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
13,992	14,147	△155

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[35 千円]

委員 7 名×5 千円

イ 補助金[120 千円]

(ア) 成美地区地域活性化補助金[100 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[20 千円]

(2) 歳入

前年度繰越金[13,987 千円]

議案第 36 号 令和 7 年度琴浦町安田財産区特別会計予算

1 予算額 [単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
9,177	9,629	△452

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[70 千円]

委員 7 名×10 千円

イ 補助金[120 千円]

(ア) 安田地区地域活性化補助金[100 千円]

(イ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[20 千円]

(2) 歳入

前年度繰越金[9,170 千円]

議案第 37 号 令和 7 年度琴浦町以西財産区特別会計予算

1 予算額 [単位：千円]

本年度予算額	前年度当初予算額	比較
67,975	68,723	△748

2 主な計上内容

(1) 歳出

ア 委員報酬[240 千円]

(ア) 会長[50 千円]

(イ) 副会長[40 千円]

(ウ) 委員 5 名×30 千円[150 千円]

イ 補助金[640 千円]

(ア) 婦人会運営費補助金[30 千円]

(イ) 老壮会運営費補助金[150 千円]

(ウ) 以西地区地域活性化補助金[220 千円]

(エ) 波止の祭り実行委員会運営費補助金[30 千円]

(オ) 以西おどり保存会運営費補助金[50 千円]

(カ) 地区区長会運営費補助金[20 千円]

(キ) 交通安全協会以西支部運営費補助金[30 千円]

(ク) 以西地区振興協議会運営費補助金[110 千円]

イ 分収交付金[262 千円]

帽子取第 2 処分場分収交付金(山川部落)

(2) 歳入

ア 土地貸付収入[593 千円]

	電柱敷地料、帽子取第2処分場用地貸付収入等 イ 前年度繰越金[67,350千円]
補足事項	

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第38号	議案名	令和7年度琴浦町水道事業会計予算		
目的	水の安定供給を図るため、令和7年度琴浦町水道事業会計予算を計上するもの。				
内 容	1 予算額				
	(1) 収入				[単位：千円]
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
	収益的収入	363,488	327,121	36,367	
	資本的収入	641,300	199,526	441,774	
	(2) 支出				[単位：千円]
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	
	収益的支出	338,434	294,064	44,370	
	資本的支出	791,840	357,068	434,772	
	2 主な計上内容				
(1) 収益的収入[363,488千円]					
ア 事業説明					
水道施設の維持管理を行うための収入を計上する。					
イ 内訳					
(ア) 営業収益[322,239千円]					
a 給水収益[293,562千円]					
b 受託工事収益[612千円]					
c その他営業収益[28,065千円]					
(イ) 営業外収益[41,247千円]					
a 受取利息及び配当金[356千円]					
b 他会計補助金 [2,376千円]					
c 長期前受金戻入[38,513千円]					
d 雑収益[2千円]					
(ウ) 特別利益[2千円]					
(2) 資本的収入[641,300千円]					
ア 事業説明					
水道施設の整備を行うための収入を計上する。					
イ 内訳					
a 企業債[610,800千円]					

b 負担金(工事負担金)[500 千円]

c 国庫補助金[30,000 千円]

(3) 収益的支出[338,434 千円]

ア 事業説明

水道施設の維持管理を行うための費用を計上する。

イ 経費

(ア) 営業費用[307,416 千円]

a 原水及び浄水費[46,369 千円]

b 配水及び給水費[40,778 千円]

c 受託工事費[204 千円]

d 総係費[35,746 千円]

e 減価償却費[169,973 千円]

f 資産減耗費[8,401 千円]

g その他営業費用[5,945 千円]

(イ) 営業外費用[29,118 千円]

a 支払利息及び企業債取扱諸費[26,717 千円]

b 雑支出[2,401 千円]

(ウ) 特別損失[900 千円]

(エ) 予備費[1,000 千円]

ウ 財源

(ア) 他会計負担金[11,020 千円]

(イ) 他会計補助金[2,376 千円]

(ウ) 一般財源[325,038 千円]

(4) 資本的支出[791,840 千円]

ア 事業説明

水道施設の整備を行うための費用を計上する。

令和6年度から令和8年度にかけて行う竹内配水池建設工事に係る、令和7年度分工事請負費により、前年度と比較し増額となった。

イ 経費

(ア) 建設改良費[719,866 千円]

a 配水設備工事費[312,287 千円]

b 水源地改良費[406,458 千円]

c 固定資産購入費[1,094 千円]

(イ) 企業債償還金[71,974 千円]

ウ 財源

(ア) 企業債[610,800 千円]

(イ) 負担金[500 千円]

	(ウ) 国庫補助金[30,000 千円] (エ) 一般財源(補填財源)[150,540 千円]
補足事項	

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算												
議案番号	議案第39号	議案名	令和7年度琴浦町下水道事業会計予算														
目的	町民の生活環境向上及び公共水域の水質改善を図るため、令和7年度下水道事業会計予算を計上するもの。																
内 容	1 予算額																
	(1) 収入 [単位：千円]																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>894,294</td> <td>904,169</td> <td>△9,875</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>576,017</td> <td>558,894</td> <td>17,123</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	収益的収入	894,294	904,169	△9,875	資本的収入	576,017	558,894	17,123
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較													
	収益的収入	894,294	904,169	△9,875													
	資本的収入	576,017	558,894	17,123													
	(2) 支出 [単位：千円]																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td> <td>886,764</td> <td>899,728</td> <td>△12,964</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>867,948</td> <td>860,524</td> <td>7,424</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	収益的支出	886,764	899,728	△12,964	資本的支出	867,948	860,524	7,424
	区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較													
	収益的支出	886,764	899,728	△12,964													
資本的支出	867,948	860,524	7,424														
2 主な計上内容																	
(1) 収益的収入[894,294千円]																	
ア 事業説明																	
下水道施設の維持管理を行うための収入を計上する。																	
イ 内訳																	
(ア) 営業収益[261,257千円] a 下水道使用料(農集使用料含む。)[261,256千円] b その他営業収益[1千円] (イ) 営業外収益[633,034千円] a 受取利息及び配当金[1千円] b 他会計補助金(一般会計基準内・外繰入金)[333,696千円] c 長期前受金戻入[299,291千円] d 消費税及び地方消費税還付金[1千円] e 雑収益[45千円] (ウ) 特別利益[3千円] 使用料過年度遡及賦課分																	
(2) 資本的収入[576,017千円]																	
ア 事業説明																	
下水道施設の整備を行うための収入を計上する。																	
イ 内訳																	
a 企業債[147,400千円] b 他会計出資金(一般会計基準外繰入金)[203,761千円]																	

	<ul style="list-style-type: none"> c 他会計負担金(一般会計基準内繰入金) [54, 826 千円] d 国庫補助金 [163, 233 千円] e 負担金(受益者負担金及び分担金) [6, 797 千円] <p>(3) 収益的支出 [886, 764 千円]</p> <p>ア 事業説明 下水道施設の維持管理を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 営業費用 [782, 123 千円] <ul style="list-style-type: none"> a 管路費 [58, 100 千円] b ポンプ場費 [2, 732 千円] c 処理場費 [132, 945 千円] d 総係費 [37, 956 千円] e 減価償却費 [543, 274 千円] f 資産減耗費 [7, 116 千円] (イ) 営業外費用 [104, 341 千円] <ul style="list-style-type: none"> a 支払利息及び企業債取扱諸費 [99, 341 千円] b 消費税及び地方消費税 [5, 000 千円] (ウ) 特別損失 [300 千円] 過年度分下水道使用料等還付金 <p>ウ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 町(一般会計繰入金) [333, 696 千円] (イ) 一般財源 [553, 068 千円] <p>(4) 資本的支出 [867, 948 千円]</p> <p>ア 事業説明 下水道施設の整備を行うための費用を計上する。</p> <p>イ 経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建設改良費 [323, 367 千円] <ul style="list-style-type: none"> a 管路建設改良費 [57, 204 千円] b 処理場建設改良費 [265, 001 千円] c 固定資産購入費 [1, 162 千円] (イ) 企業債償還金 [544, 581 千円] <p>ウ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 企業債 [147, 400 千円] (イ) 国庫補助金 [163, 233 千円] (ウ) 町(一般会計繰入金) [258, 587 千円] (エ) 一般財源 [298, 728 千円]
補足事項	

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第40号	議案名	建設工事委託に関する年度協定の締結について〔令和7年度ゴリン橋架替工事協定〕		
目的	ゴリン橋架替工事に伴う年度協定を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を得るもの。				
内容	<p>架橋より55年経過しているゴリン橋は、老朽化が進み橋梁法定点検の結果健全度Ⅲとなり「早期措置段階」と位置付けられている橋梁である。</p> <p>JR山陰本線を跨ぐ跨線橋であることから、鉄道敷内での整備となるため鉄道事業者及びその関連会社に委託する必要がある。</p> <p>建設工事委託に関する年度協定を締結するにあたり、議会の議決を得るものである。</p> <p>1 協定名 山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替</p> <p>2 協定内容 既設橋梁撤去工外</p> <p>3 工事場所 琴浦町大字八橋</p> <p>4 協定の相手方 西日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員 中国統括本部長 佐伯 祥一</p> <p>5 協定金額 一金 96,773,000 円</p> <p>6 工事期間 令和7年4月1日から令和7年12月26日まで</p> <p>※各年度の工事の施工にあたり、年度毎に工事施工に関する年度協定を締結し、各年度の工事費は年度末において精算する。</p>				
補足事項					

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第41号	議案名	建設工事請負契約の変更について〔旧浦安地区公民館解体工事〕			
目的	令和6年9月26日の議会において議決され、本契約として成立した、旧浦安地区公民館解体工事について、建設工事委託変更契約の締結を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を得るもの。					
内容	<p>1 当初契約</p> <p>(1) 工事名 旧浦安地区公民館解体工事</p> <p>(2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字浦安 152-3</p> <p>(3) 工事完成期限 令和7年3月21日</p> <p>(4) 請負金額 一金 67,100,000円</p> <p>(5) 契約の方法 指名競争入札</p> <p>(6) 契約者</p> <p>ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東 873 番地</p> <p>イ 氏名 株式会社 伊藤建設</p> <p>2 変更概要</p> <p>(1) 工事完成期限の延長</p> <p style="padding-left: 40px;">変更前 令和7年3月21日</p> <p style="padding-left: 40px;">変更後 令和7年5月30日</p> <p>3 変更理由</p> <p>工事施工場所が住宅地域中心部に位置することから、当初想定していたよりも騒音、震動、粉塵等による周辺住環境への影響が大きくなることが懸念されるため、周辺住環境への影響に対して万全を期するため工事完成期限を延長する。</p>					
補足事項						

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第42号	議案名	建設工事委託協定の変更について〔令和6年度ゴリン橋架替工事協定〕			
目的	令和6年3月22日の議会において議決され、本契約として成立した、山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替 2024年度協定について、工事委託変更協定の締結を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を得るもの。					
内容	<p>1 当初契約</p> <p>(1) 協定名 山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替 2024年度協定</p> <p>(2) 協定内容 橋梁新設本体工事(上部工・下部工・基礎工)</p> <p>(3) 工事場所 琴浦町大字八橋</p> <p>(4) 協定の相手方 西日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員 中国統括本部長 佐伯 祥一</p> <p>(5) 協定金額 一金 354,648,000 円</p> <p>(6) 工事期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>2 変更契約</p> <p>(1) 変更協定金額 293,280,000 円</p> <p>(2) 減額 61,368,000 円</p> <p>3 主な変更内容</p> <p>(1) 設計数量の修正等 減額 61,368,000 円</p> <p>4 主な変更理由</p> <p>(1) 設計数量の修正等及び実績による減額 当初契約締結後、八橋小学校側のヤードにおいて作業機械据付に伴う地耐力を調査した結果、支持力不足により追加の地盤置換工事が発生した。 上記事由により、当初工程に遅れが生じ、上部工新設工における橋梁付帯工が来年度に後倒しとなった。 併せて、土工及び保安工等の正測精査により当初協定額の減額を行うもの。</p>					
補足事項						

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第43号	議案名	建設工事委託契約の変更について〔令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕			
目的	令和6年6月14日の議会において議決され、本契約として成立した、令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託について、建設工事委託変更契約の締結を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を得るもの。					
内容	<p>1 当初契約</p> <p>(1) 工事委託名 令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業 松ヶ丘橋外工事委託</p> <p>(2) 工事場所 琴浦町大字八橋</p> <p>(3) 工事完成期限 令和7年3月31日</p> <p>(4) 委託金額 一金73,950,000円</p> <p>(5) 委託内容 岩船大橋 耐震補強工事 (橋梁巻立て工、仮設道路設置・撤去工)</p> <p>(6) 契約の相手方 鳥取県知事 平井 伸治</p> <p>2 変更契約</p> <p>(1) 変更工事完成期限 令和8年3月19日</p> <p>3 変更内容</p> <p>(1) 工事完成期限の変更 (353日間延長)</p> <p>4 変更理由</p> <p>(1) 工事の入札不調が続き、発注計画の見直しを行ったことで 年度内の工事完成が困難になったため</p>					
補足事項						

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案 44 号	議案名	財産の無償譲渡について		
目 的	財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。				
内 容	1 財産の内容				
	物件名：徳万児童館				
	(土地)				
	地番		地目	面積 (㎡)	
	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万字上内畑 518 番 1		宅地	67.25	
鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万字上内畑 520 番		宅地	32.03		
	(建物)				
	所在		名称	構造	床面積 (㎡)
	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万字上内畑 518 番地 1、519 番地 3、520 番地		徳万児童館	木造 かわらぶ き平家建	90.45
	2 相手方				
	琴浦町大字 徳万区 区長 松田 俊慈				
	3 理 由				
	対象財産は、八橋尋常小学校として使用され、現在の八橋小学校に移転後は、徳万区が徳万児童館として管理している。徳万児童館について、徳万区からの要望に基づき、自治活動の一層の活性化を図ることを目的に、徳万児童館及び児童館用地を徳万区に無償譲渡するもの。なお、徳万区は平成28年11月11日に認可地縁団体として認可されている。				
補足事項					

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	税務課	種別	その他																	
議案番号	議案第45号	議案名	債権の放棄(琴浦町住宅新築資金等貸付金)について																			
目的	回収の見込めない債権について放棄を行うもの。																					
内 容	<p>1 債権放棄の額等</p> <p>(1) 債権の名称 住宅新築資金等貸付金</p> <p>(2) 金 額 1,628,649円</p> <p>(3) 債 務 者 琴浦町在住</p> <p>(4) 債権放棄理由 債務者は高齢で、収入は生活を維持できる年金収入のみであり、差押え可能な財産等はない。保証人は既に死亡しており、回収できない。</p>																					
	<p>2 債権について</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付額</td> <td>住宅新築資金 5,500,000円</td> <td>宅地取得資金 2,040,000円</td> </tr> <tr> <td>契約日</td> <td>昭和56年10月19日</td> <td>昭和56年2月9日</td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>元 利</td> <td>7,042,800円</td> <td>2,612,225円</td> </tr> <tr> <td>支払済額</td> <td>5,782,764円</td> <td>2,246,612円</td> </tr> <tr> <td>債務残額</td> <td>1,260,036円</td> <td>368,613円</td> </tr> </table>					貸付額	住宅新築資金 5,500,000円	宅地取得資金 2,040,000円	契約日	昭和56年10月19日	昭和56年2月9日	利 率	2%	2%	元 利	7,042,800円	2,612,225円	支払済額	5,782,764円	2,246,612円	債務残額	1,260,036円
貸付額	住宅新築資金 5,500,000円	宅地取得資金 2,040,000円																				
契約日	昭和56年10月19日	昭和56年2月9日																				
利 率	2%	2%																				
元 利	7,042,800円	2,612,225円																				
支払済額	5,782,764円	2,246,612円																				
債務残額	1,260,036円	368,613円																				
補足事項	鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金を申請予定。3/4助成																					

令和7年3月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他								
議案番号	議案第46号	議案名	債権の放棄(町営住宅使用料)について											
目的	回収の見込めない債権について放棄を行うもの。													
内 容	1 債権放棄の額等													
	(1) 債権の名称 町営住宅使用料													
	(2) 金 額 983,000円													
	(3) 債 務 者													
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>町営住宅いなり第3団地入居者 (死亡)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>町営住宅八幡第2団地入居者</td> </tr> </table>						1	町営住宅いなり第3団地入居者 (死亡)	2	町営住宅八幡第2団地入居者				
	1	町営住宅いなり第3団地入居者 (死亡)												
	2	町営住宅八幡第2団地入居者												
	(4) 債権放棄理由													
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>債務者は既に死亡している。 その法定相続人や連帯保証人は、死亡又は相続放棄等で不在である。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>債務者は生活保護受給者であり、本債務の支払能力が無い。 連帯保証人の1人は死亡している。 連帯保証人のもう一人は、高齢で収入は生活を維持できる年金収入のみであり、本債務の支払能力は無い。</td> </tr> </table>						1	債務者は既に死亡している。 その法定相続人や連帯保証人は、死亡又は相続放棄等で不在である。	2	債務者は生活保護受給者であり、本債務の支払能力が無い。 連帯保証人の1人は死亡している。 連帯保証人のもう一人は、高齢で収入は生活を維持できる年金収入のみであり、本債務の支払能力は無い。				
	1	債務者は既に死亡している。 その法定相続人や連帯保証人は、死亡又は相続放棄等で不在である。												
2	債務者は生活保護受給者であり、本債務の支払能力が無い。 連帯保証人の1人は死亡している。 連帯保証人のもう一人は、高齢で収入は生活を維持できる年金収入のみであり、本債務の支払能力は無い。													
2 債権契約内容														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>契約日(入居日)</th> <th>退去日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成4年5月1日</td> <td>令和4年6月30日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成23年5月31日</td> <td>現在も入居中 生活保護受給中 (現在は、生活保護費から福祉あんしん課が町営住宅使用料を代理納付している。)</td> </tr> </tbody> </table>							契約日(入居日)	退去日	1	平成4年5月1日	令和4年6月30日	2	平成23年5月31日	現在も入居中 生活保護受給中 (現在は、生活保護費から福祉あんしん課が町営住宅使用料を代理納付している。)
	契約日(入居日)	退去日												
1	平成4年5月1日	令和4年6月30日												
2	平成23年5月31日	現在も入居中 生活保護受給中 (現在は、生活保護費から福祉あんしん課が町営住宅使用料を代理納付している。)												
3 債権放棄額内訳														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>金954,800円(平成26年5月～令和2年3月分の一部)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>金28,200円(平成24年5月及び6月分)</td> </tr> </tbody> </table>							金額	1	金954,800円(平成26年5月～令和2年3月分の一部)	2	金28,200円(平成24年5月及び6月分)			
	金額													
1	金954,800円(平成26年5月～令和2年3月分の一部)													
2	金28,200円(平成24年5月及び6月分)													
補足事項														

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	その他				
議案番号	議案第47号	議案名	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について						
目的	令和7年4月からの指定管理者と指定の期間を定めるもの。								
内容	<p>1 指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定管理者</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本 武</td> <td>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 1年間</td> </tr> </tbody> </table>					指定管理者	指定管理期間	鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本 武	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 1年間
	指定管理者	指定管理期間							
鳥取中央農業協同組合 代表者 代表理事組合長 上本 武	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 1年間								
<p>2 指定理由</p> <p>平成19年2月1日から当施設の指定管理者として、施設利用者に平等かつ安定した提供を行うとともに、前所有者として設備等の管理に精通し、今後も継続して管理を安定して行うことができる体制を有するため。</p> <p>指定期間は令和7年4月1日から1年間とする。</p>									
補足事項									

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第48号	議案名	町道路線の延長の変更について		
目的	町道八橋以西線の終点到誤りがあったため、終点を変更する。				
内容	○町道を変更する路線				
	整理番号	町道路線名	変更前延長(m)	変更後延長(m)	
	東198	八橋以西線	2646.2	2953.8	
補足事項					

琴浦町全図

東198 八橋以西線
【終点の変更(延長増)】

1 : 50,000

0 500 1000 2000 3000 4000m

※終点に誤りがあったため、終点を変更する。

路線の延長の変更 東198 町道八橋以西線

【変更前】

L=2646.2m

W=2.3~28.8m

【変更後】

L=2953.8m

W=2.3~28.8m

変更前終点(誤り)。

変更後終点。
町道勸上野線との交点を終点とする。